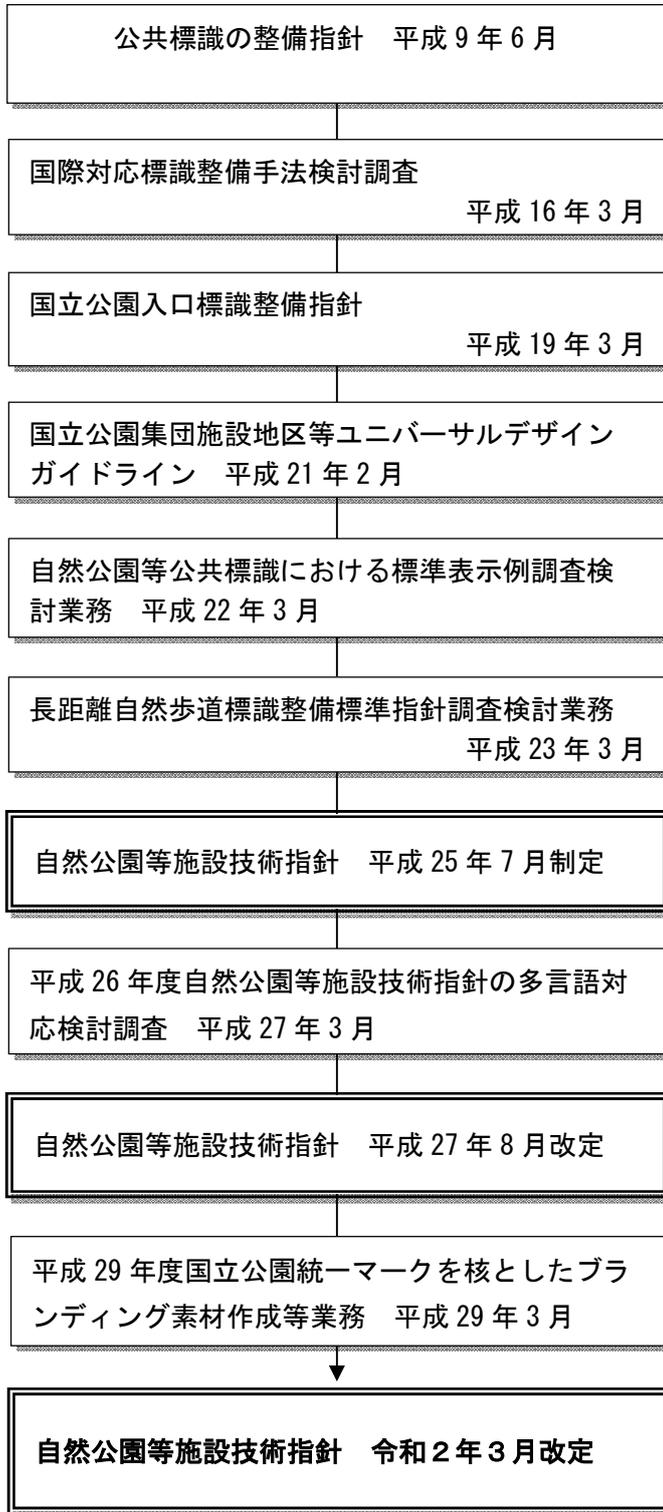


第3部 施設別技術指針
第7章 公共標識（サイン類）



公共標識（サイン類）に関する技術指針改定の経緯

「自然公園等施設技術指針」第3部 施設別技術指針

第7章 公共標識（サイン類）

目次

第7章 公共標識（サイン類）	公共標識 1
Ⅰ 公共標識に関する計画と設計の手順	公共標識 1
Ⅰ－1 公共標識の適用範囲	公共標識 1
Ⅰ－2 公共標識に関する基本方針	公共標識 1
Ⅰ－3 公共標識のタイプ	公共標識 3
Ⅰ－4 公共標識の整備の手順	公共標識 4
Ⅱ 公共標識に関する技術指針	公共標識 5
Ⅱ－1 公共標識の計画・設計に際しての基本的配慮事項	公共標識 5
Ⅱ－2 公共標識の計画・設計の考え方	公共標識 7
Ⅱ－2－1 公共標識の配置計画	公共標識 7
(i) 公共標識の標準設置場所	公共標識 7
(ii) 公共標識の設置イメージ	公共標識 8
(iii) 外国人利用に対応する公共標識の配置イメージ	公共標識 11
Ⅱ－2－2 公共標識の標準例	公共標識 13
(i) 記名標識	公共標識 13
(ii) 案内標識	公共標識 19
(iii) 解説標識	公共標識 22
(iv) 注意標識	公共標識 22
(v) 掲示板	公共標識 23
(vi) 境界標識	公共標識 24
Ⅱ－2－3 標識表示の構造・材質	公共標識 25
Ⅱ－2－4 標識表示の基本事項	公共標識 30
(i) 公共標識の標準表示内容	公共標識 30
(ii) 記名標識（入口標識・公園名碑標識）の標準表示の基本事項	公共標識 33
(iii) 案内標識・注意標識・記名標識（資源名標識） 及び解説標識・掲示板・境界標識の標準表示の基本事項	公共標識 38
Ⅱ－3 公共標識におけるユニバーサルデザインの配慮事項	公共標識 57

第7章 公共標識（サイン類）

I 公共標識に関する計画と設計の手順

I-1 公共標識の適用範囲

本指針は、自然公園等の公共標識（サイン類）に適用する。

ただし、地域の特性、その他の事情により適用しがたい場合は、この指針によらないことができる。その場合においても本指針の趣旨を最大限尊重するものとする。

（解説）

本指針における公共標識（サイン類）とは、自然公園等事業としての整備にかかる自然公園内の歩道、園地、野営場等の施設に付随する施設である。

なお、長距離自然歩道整備事業に含まれる公共標識（サイン類）も同様に扱う。

以下、本指針における「自然公園等の公共標識（サイン類）」は、「公共標識」という。

I-2 公共標識に関する基本方針

公共標識は、歩道、園地、野営場等の施設と一体的に機能を発揮し、これらの施設の利用が促進されるように配慮しなければならない。このことから、公共標識は、自然公園等の利用者に、自然公園への誘導、目的施設への誘導、公園区域の明示や周知、景観資源や地名等の利用情報の提供、施設や自然等の解説、事故防止や環境保護の喚起及び注意・利用規制等情報を伝達する施設として整備する。

公共標識は、優れた自然環境の中に設置される施設であることから、整備に当たっては、設置場所の自然環境や景観が損なわれることのないよう配慮する。

自然公園等においては利用者、利用形態及び利用手段が多様であることから、訪日外国人の利用を想定した多言語対応を含むユニバーサルデザインに配慮した公共標識の整備を原則とする。また、自然公園等の利用推進を図るために、デザインの統一に配慮して公共標識を整備する。

（解説）

公共標識は、利用者が自然公園等の施設として、最初に見る機会が多いものであり、歩道、園地、野営場等の施設に付随して整備されることから、利用者の環境に対する理解・判断・行動を助けるための基本的な施設である。また、公共標識は、優れた自然や身近な自然の中に設置されることから、公共標識自体が景観の重要な構成要素となり、ランドマークとして機能することが多い。言い換えれば、公共標識のありようが景観の良し悪しを左右することとなり、また、景観や資源、地域イメージ等を凝縮したものとして公共標識が存在することにもなるため、このような公共標識がもつ意義や役割を踏まえることが重要である。

公共標識に求められるデザイン（意匠）は、「自然公園等のトータルなビジュアルアイデンティティの形成や整備事業の効率的な推進を優先した、標準的な設計タイプ」（標準型）、または「各公園や地域の独自性や地域固有の顔としての「らしさ」を優先した、地域毎の独自の設計タイプ」（固有型）が考えられる。

標準型の公共標識は、全国統一の標準デザインとし、情報伝達の機能が優先される標識が該当し、固有型の公共標識は、景観や地域固有の意匠と一体的な独自のデザインを施した施設名表示等の標識が該当することとなる。

自然公園等の利用者は、若年者から高齢者、障害者及び外国人など幅広い。利用形態は、個人利用、家族利用及び団体利用がある。利用手段は徒歩以外に車両使用がある。このことから、公共標識は、多言語対応を含むユニバーサルデザインとすることを原則とし、目的に応じた適切な表示内容・配置による整備を行うことが重要である。

多言語対応に関しては、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」(平成25年6月、観光立国推進閣僚会議)(以下「アクション・プログラム」という。)において、美術館・博物館、自然公園、観光地、道路、公共交通機関等について外国人目線に立った多言語対応の改善・強化を図ることとされ、「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」(平成26年3月、国土交通省観光庁、以下「観光庁ガイドライン」という。)が外国人目線に立った共通ガイドラインとして策定されている背景がある。また、平成30年度に開催された観光庁の多言語化推進会議等の動きの中で、既存のインバウンド向け標識に対して、新たな指摘がなされている。

本指針では多言語表記にあたって、観光庁ガイドラインに準拠し日本語+英語を基本とし、必要に応じその他の言語を表記することとしている。

ユビキタス対応については、アクション・プログラムにおいて、多言語対応の改善・強化の1つとして、スマートフォン、タブレット端末等で観光情報を得られるなど、ユビキタス技術を活用した情報提供の取組を行うこととされている。

多言語対応を行う場合、自然公園内に設ける公共標識の多言語表記は必要不可欠であるが、周辺地域の主要交通拠点から自然公園に至る経路の道路標識や案内標識及び主要な案内所やビジターセンターを含む自然公園内外の多言語対応を行うことが本来の目的である。このことから、地元自治体や道路管理者等との事前調整を行い、計画・設計することが必要となる。

自然公園等の利用推進にあたり、世界中から「訪れる価値のある魅力的な場所」として認識されるとともに、自然公園の所在する地域の人々を含む関係者が自然公園の持つ価値や魅力にふさわしい利用や保全に対する意識を共有することが必要である。そこで公共標識のデザインの統一を図ることで、日本の自然公園等の価値や魅力の浸透・定着を図る。

I-3 公共標識のタイプ

公共標識は、次のタイプに分類する。

- (i) 記名標識
 - (1) 入口標識（道路標識、記名標識（標準）、記名標識（モニュメント））
 - (2) 公園名碑標識
 - (3) 資源名標識
- (ii) 案内標識
 - (1) 誘導標識
 - (2) 案内図標識
 - (3) 総合案内標識
 - (4) 情報標識
- (iii) 解説標識
- (iv) 注意標識
- (v) 掲示板
- (vi) 境界標識

(解説)

公共標識には、その目的や機能に応じて具体例に示すように、指導標、総合案内板、解説板、注意標識等の様々な標識があり、その呼び方も様々である。例えば、登山道等において方向や距離を示す標識は、方向指示板、指導標、里程標、誘導標などの呼称がある。

公共標識は、主に機能や形態に着目して、6タイプ、13種類に分類する。(表1参照)

表1 公共標識のタイプ

種類		主な機能	具体例
(i) 記名標識	(1) 入口標識	①道路標識	・主に車両に対する公園区域の明示、公園の周知 路側式標識、オーバーハング式標識
		②記名標識（標準）	・車両及び歩行者に対する公園区域の明示、公園の周知
		③記名標識（モニュメント）	・車両及び歩行者に対する公園区域の明示、公園の周知
	(2) 公園名碑標識	・自然公園であることの認識の高揚 ・自然公園のシンボル、ランドマーク	指定記念碑、公園名板等
	(3) 資源名標識	・施設、景観資源、地名の認知（確認や識別）	施設名板、景観資源名板、地名板、歩道名板、ビジターセンター名板等
(ii) 案内標識	(1) 誘導標識	・目的事物への誘導	方向指示板*1、指導標、里程標、誘導標等
	(2) 案内図標識	・オリエンテーション（全体像の把握及び自己の存在位置の確認）	総合案内板、地図案内板等
	(3) 総合案内標識	・各種利用情報の提供	
	(4) 情報標識	・自然公園の見所紹介、マナー、解説等の総合的な案内 ・記念撮影の点景	入口（情報）標識施設、複合案内情報施設
(iii) 解説標識	・自然教育 ・自然解説や自然情報の提供 ・歴史・文化的興味対象の解説	解説板、方位盤*2 植物ラベル等	
(iv) 注意標識	・事故防止 ・自然環境の保護 ・公序良俗の維持 ・利用規制の認知	制札、注意標識、規制標識、警戒標識等	
(v) 掲示板	・行事予定等の広報、ポスター掲示	掲示板、告知板等	
(vi) 境界標識	・公園区域や管理地の明示	境界標等	

*1 方向指示板：目標となる施設・地点等の方向や距離を表示し、歩道の分岐点等に設置する標識

*2 方位盤：風致景観の方角等を表示し、展望できる地点等に設置する標識

I-4 公共標識の整備の手順

公共標識の整備の手順は、上位計画、基本計画レベル、基本設計レベル、実施設計レベル、施工に区分される。

公共標識の整備における手順を以下に示す。

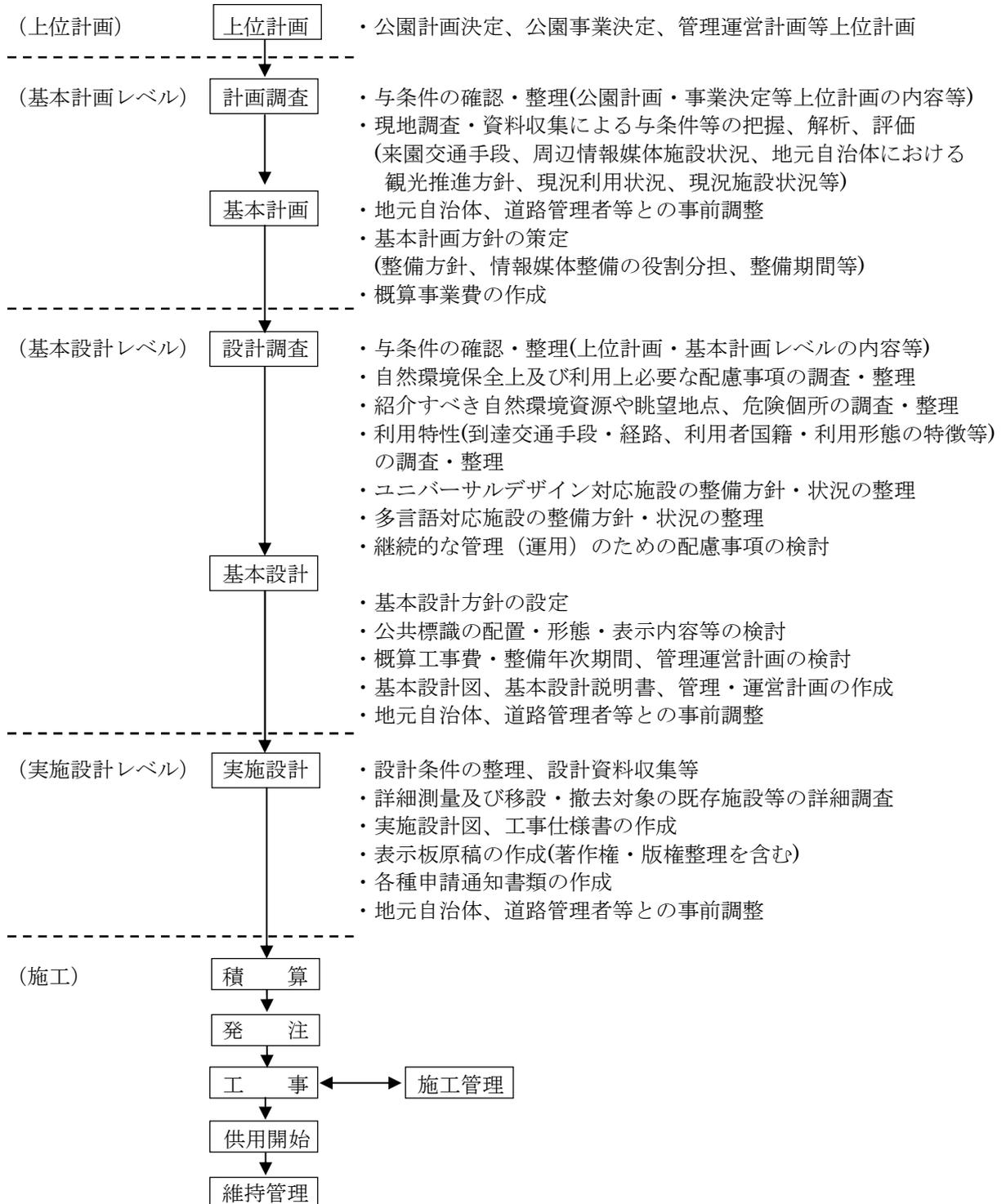


図1 公共標識の整備の手順

II 公共標識に関する技術指針

II-1 公共標識の計画・設計に際しての基本的配慮事項

- ・公共標識は、自然環境の影響を受けやすいことから、耐久性に配慮した形状、構造及び材料を用いて整備し、各標識は景観を阻害することがないように設置者において適切に維持管理を行うことが必要である。
- ・公共標識は、位置情報や案内情報の他、自然解説や安全に関わる情報等を伝達し、自然公園等における利用の利便性や安全性の他、自然とのふれあいの質を高めるために重要な施設であることから、原則、ユニバーサルデザインに配慮して整備することが重要である。
- ・利用者に提供すべき情報が適切に伝達されるよう、配置計画や設置場所を検討する。この場合、公共標識の設置不足や不適切な配置により、ビジターセンター等の公共施設が利用者に認識されにくい例もあることに留意する必要がある。
- ・標識自体が景観要素の一つとなり、地域のイメージの形成や展望地等における修景機能を果たすこともあるので、形態や設置には十分な景観的配慮が必要である。
- ・公共標識による情報伝達の限界及び自然公園施設に求められる景観配慮の観点を踏まえ、パンフレット等の媒体との役割分担や連携及び複数の設置者による標識を含めた同種・類似の公共標識の集約等により記載内容の合理化を行い、必要最小限の規模で有効な情報提供の実現を図る。

(解説)

公共標識は、自然公園等における自然の風景地を保護するとともに、自然と親しむ場としての利用の質を高めることを目的とするものであり、その適正な保護・利用を図るために、公共標識が担う情報発信は重要な役割を果たしている。

- ・公共標識は、自然条件の影響を受けやすいことから、老朽化の進行が早い。公共標識の老朽化による損耗等は情報伝達機能を損ない利用者の安全確保に支障を来たすことや景観へも悪影響となることから、整備時の形状や使用材料及び整備後の維持管理に十分に配慮しなければならない。
- ・近年、外国人利用者への多言語対応、ユビキタス対応及び、ユニバーサルデザインへの対応として、公共標識には、情報の表示方法や多言語化、ピクトグラム使用、園路の縦断勾配や路面状況、通行の難易度など、施設利用に係る視点での情報提供が求められている。公共標識の多言語対応は、「公共標識の標準表示内容」(公共標識 31 頁表 9 参照)によるが、国際的に広く使われている英語とピクトグラムが全ての外国人が理解できるとは限らないこと及び翻訳が専門的になりすぎないことに留意する必要がある。

また、ビジターセンター等の公共施設において、環境省等の設置者の表示がない等のため、誰もが利用できる公共施設であることがわかりづらい場合がある。これらを解消するため、資源名標識を設置し、施設名及び設置者名を明示するとともに、インフォメーションやトイレのピクトグラムを使用して提供されているサービスを表示することにより、施設の利用促進を図ることが望ましい。

- ・標識自体が景観要素の一つとなり、地域のイメージの形成や展望地等における修景機能を果たすことから標識自体のデザインの検討を十分に行うとともに、不適切な配置による景観阻害及び周辺施設との不調和等が生じることがないように配慮が必要である。標識設置後の維持管理が不十分であると景観阻害につながることから設置者において適切に維持管理を行うことも必要となる。
- ・利用者が情報を得る手段は公共標識だけではなく、インターネット、書籍、地図及びビジターセンター等で入手できるパンフレットやガイドマップなども重要な情報源となっている。公共標識の限られた表示面では情報伝達に限界があることから、パンフレットやガイドマップ等を活用す

ることが情報伝達には効果的となる。また、登山道の入口等に同種・類似の標識が複数設置されていることが見られることから、各設置者と調整を行い、周辺地域を含めた計画的な配置により、標識自体の集約化を図り、必要最小限の規模で有効な情報提供を行うよう留意する。

- ・国立公園において公共標識のデザインを統一し国立公園の価値や魅力の浸透・定着を図るために、公共標識の整備及び改修にあたり、国立公園統一マークの記載、国立公園統一フォントによる整備、白いアイキャッチの表示を行う。ただし、地域の状況に応じて、地域の独自性を優先した固有型を選択する場合は、この限りではない。

国立公園統一マークは、日の出を抽象化することにより我が国の国立公園を簡潔に表している。国立公園フォントは、従来のゴシック体の視認性を有し「日本の国立公園らしい品格や風合いを持ちつつ、看板等に使用した際の視認性を確保する訪日外国人にとって違和感のない欧文フォント」である。白いアイキャッチは、文字の白色と統一し、標識自体の色味はできる限り控えて、自然の風景の色をより良く見せることができる。また、国立公園統一マークの視認性の向上をさせることも意図している。

なお、固有型（公共標識1頁、I-2公共標識に関する基本方針・解説参照）の公共標識の標準設計図は、国立公園にあつては地方環境事務所等が中心となつて、国定公園及び都道府県立自然公園にあつては都道府県が中心となつて検討することが望ましい。検討に当たっては、専門家や関係行政機関の意見を聴くとともに、本技術指針に示す耐久性、景観、情報の伝達性、ユニバーサルデザインに関する事項や、標準型の公共標識の標準設計図における板面デザインとの整合に配慮する。

また、実際の計画・設計に当たっては、道路用地内に設置する場合の占用許認可、屋外広告物法や景観条例及び国立公園管理運営計画等の関連する法規・条例による形態・色彩等の制限があることにも留意する必要がある。

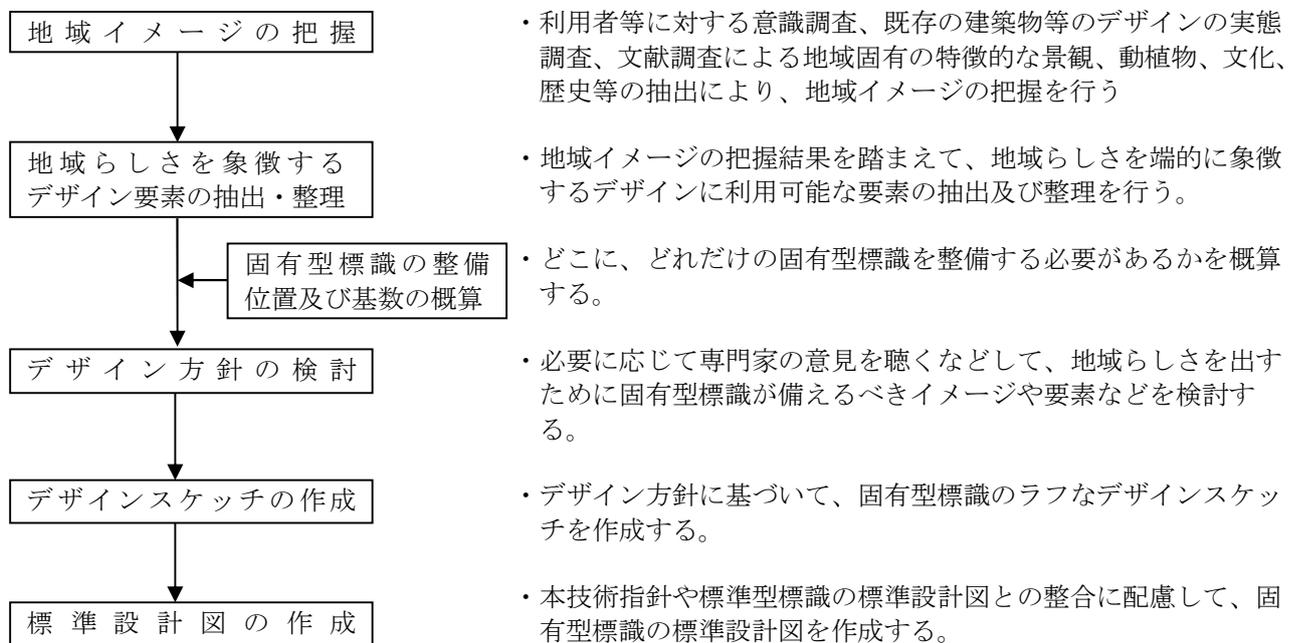


図2 固有型の標準設計図の検討手順（参考）

II-2 公共標識の計画・設計の考え方

II-2-1 公共標識の配置計画

(i) 公共標識の標準設置場所

公共標識は、利用の形態、利用者の行動等を考慮した上で、公共標識のタイプ別に設置場所を計画する。

公園の利用または管理上概ね一体であると認められる地域を計画単位として、事前に既存の公共標識の整備状況及び公共標識の新規整備の必要性を調査し、その結果を踏まえて適正な設置位置を検討すること。

また、公共標識の乱立を避けるため、同種・類似の標識が存在する場合は、設置者と調整を行い、標識自体の集約化を図ることが必要となる。

各公共標識の主な設置位置は、次のとおりである。

表2 公共標識の設置場所

種類		主な設置場所
記名標識	道路標識	・公園区域の境界付近の自動車道路に沿った地点など
	入口標識 記名標識（標準）	・一般的な景観から核心地景観に転換する地点（バッファーとコアの転換点）など ・その公園を代表する風景地の入口など
	記名標識（モニュメント）	・その公園を代表する風景地の入口において、写真の対象として、地域性を表現する場合など
	公園名碑標識	・主要な利用拠点や景観的に優れた地点など
	資源名標識	・景観資源を望見する地点、記念撮影の点景となりうる地点など
案内標識	誘導標識	・歩行を開始する地点（鉄道やバスの駅前、駐車場）など（ただし、案内図標識または総合案内標識が設置される場合はその標識に組み込む） ・歩道の分岐点、長い一本道の間地点、一里塚的な地点など ・歩道沿いで風景が劇的に変化する地点など
	案内図標識	・歩行を開始する地点（駅前、駐車場）など ・選択できる複数の路線がある（網の目状）遊歩道の間地点や分岐点など
	総合案内標識	・情報量の多い遊歩道の入口地点、中間地点（案内図標識とは並立させない。周囲に他の標識を乱立させないようにそれら標識の機能を統合する。）など ・集団施設地区内の鉄道やバスの駅前、駐車場など
	情報標識	・主動線に沿った位置など ・自然公園来訪の記念撮影などを行う展望施設など
解説標識		・興味深い風致景観、自然現象が展望できる地点及び動植物が観察できる地点など ・自然教育の題材となる風致景観、自然現象及び動植物がある地点など
注意標識		・歩行を開始する地点案内図標識または総合案内標識が設置される場合はその標識に組み込む。）など ・立入りを規制する自然環境や自然現象がある地点 ・利用上危険となる可能性がある地点 ・利用規制の認知のために必要な地点
掲示板		・集団施設地区内の鉄道やバスの駅前、駐車場など ・自然学習歩道の入口及び展望休憩地点、情報量の多い遊歩道の入口など（ただし、その他の標識を一括して取り込む）
境界標識		・公園区域や管理地の明示のために必要な地点

(ii) 公共標識の設置イメージ

(1) 入口標識の配置イメージ

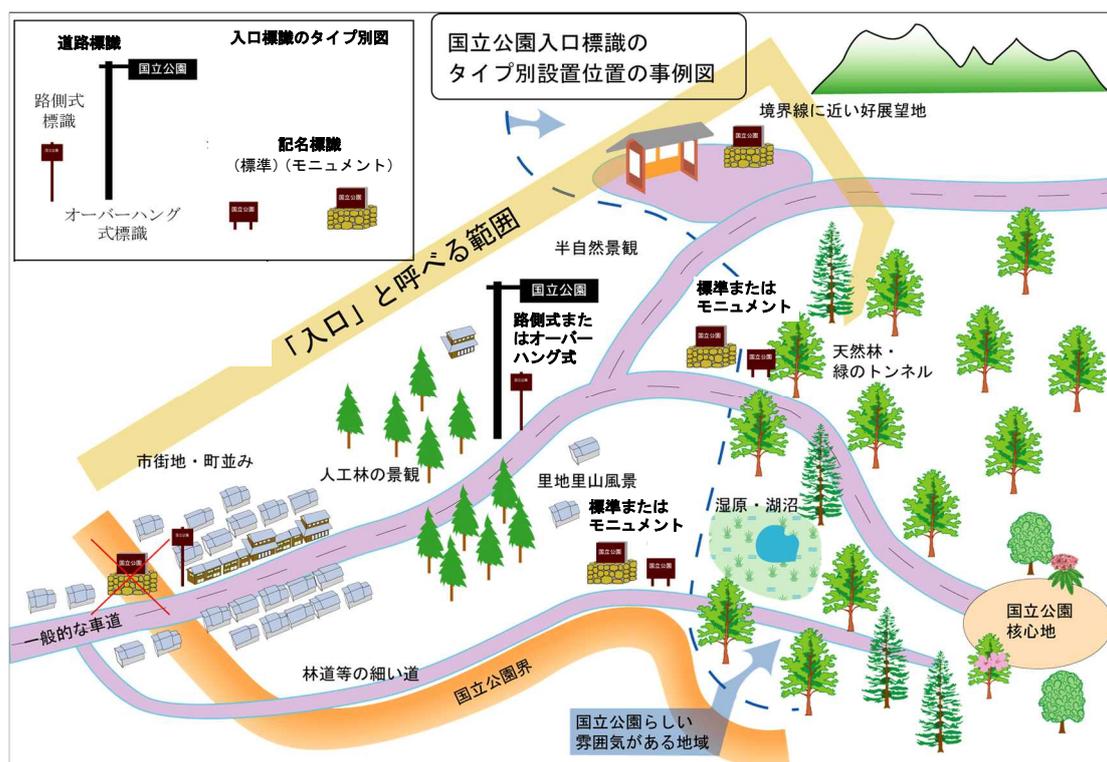
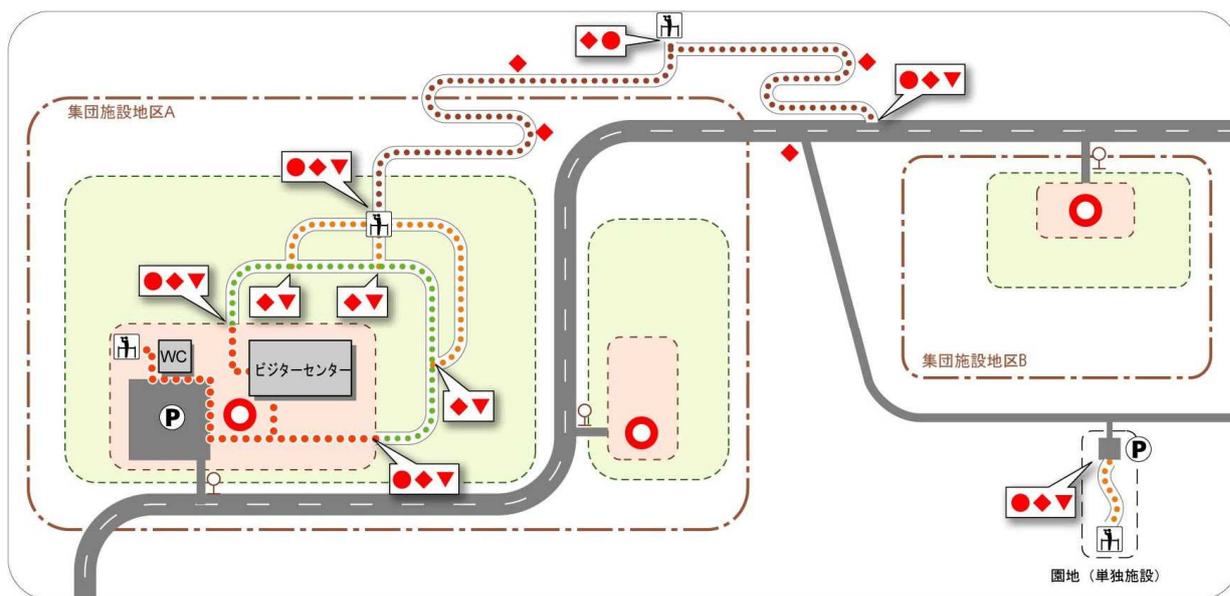


図3 入口標識の配置イメージ

- ・ 国立公園の境界線を越えると直ちに国立公園らしい雰囲気となる入口にあつては、境界線付近に記名標識（標準）及び記念標識（モニュメント）を設置する。
- ・ 境界線付近が市街地で国立公園らしい雰囲気がなく、少し奥に入ると国立公園らしい雰囲気となる入口にあつては、境界線付近の道路沿いには道路標識を、奥には記名標識（標準）及び記念標識（モニュメント）を設置する。
- ・ 境界線付近が市街地で国立公園らしい雰囲気がなく、奥の「入口」と呼べる範囲が人工林や里地里山の景観になっている場所にあつては、境界線付近には道路標識の路側式標識を、奥には、道路標識のオーバーハング式標識を設置する。ただし、巾員が道路構造令による第三種四級以下の道路ではオーバーハング式標識は設置せず、境界線に路側式標識を設置する。
- ・ 入口と呼べる範囲に、展望所などが存在する場合は、境界線付近は上記の入口標識を設置し、展望所には、記名標識（標準）及び記念標識（モニュメント）とともに総合案内標識の併設を検討する。

(2) 案内標識（誘導標識・案内図標識・総合案内標識）・注意標識の配置イメージ



○ 総合案内標識	● 案内図標識	◆ 誘導標識	▼ 注意標識

凡例

- 主要利用動線（歩・車）
- 利用動線（歩・車）
- バリアフリー経路（歩）
- 全体になだらかな園路（歩）
- やや急な区間を含む園路（歩）
- 険しい区間を含む園路（歩）
- 施設
- バス停
- 駐車場
- 展望地・資源等
- 国立公園
- 集団施設地区
- ユニバーサルデザイン推進区域
- すべての人が利用できる区域

図4 案内標識・注意標識の配置イメージ

- ・誘導標識は、園路の分岐点や中間点に配置する。
- ・案内図標識は、行動起点、特定のエリアの入口及び経路の分岐点、中間点に配置する。また、総合案内標識に案内標識に掲載する情報を組み込むことでより具体的な情報を伝達することも考慮する。
- ・総合案内標識は、「すべての人が利用できる区域」内の行動起点及び情報拠点に配置する。
- ・注意標識は、行動起点及び移動中の利用者への注意喚起等のため、必要に応じて適宜配置する。
- ・各標識は、周辺の樹木や草木、落ち葉の堆積及び積雪により認識しづらくなることのないように、形態、設置位置に配慮する。また、利用導線との位置関係や視距離と文字サイズについて配慮する。

(3) 長距離自然歩道における配置イメージ

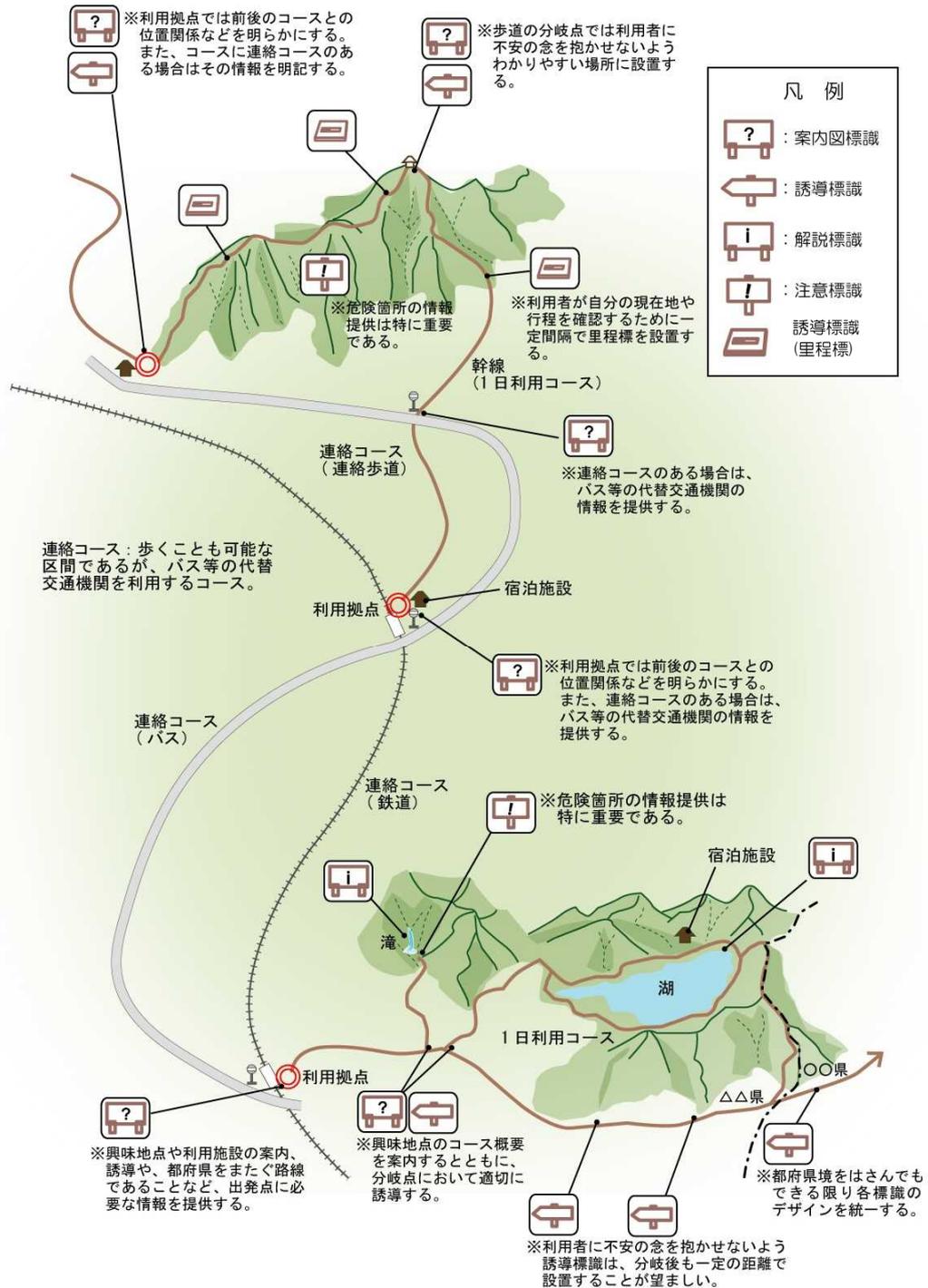


図5 長距離自然歩道における配置イメージ

- ・長距離自然歩道における公共標識は、担う役割が大きく、利用者を的確に目的地や興味資源に誘導したり、危険箇所を知らせて利用者の安全確保をするほか、長距離路線となる特性上、路線コース全体をイメージしながら、現在地を確認しつつ利用できるような情報提供をする必要がある。
- ・周辺の景観との調和に配慮するとともに、画一的に歩道に並行に設置するのではなく歩く人が見やすい位置に設置する。
- ・主要な景観を背景としてその添景となるよう効果的な配置とする。

(iii) 外国人利用に対応する公共標識の配置イメージ

主要交通拠点から自然公園等に至る経路及び自然公園内の各所に配置される公共標識について、外国人利用者の移動手段、行動形態、行動範囲及び自然災害発生時の安全確保等を考慮し、多言語対応の基本的な区分を設定する。

表3 利用特性に応じた多言語対応の区分

利用特性	多言語対応		多言語対応の 公共標識
	外国人の利用 が想定される 場所	外国人の利用が想定され ない場所（住民の利用が主 体となる園路等）	
すべての人が利用 できる区域	○	×	記名標識, 案内標識, 解説標識, 注意標識, 掲示板, 境界標識
ユニバーサルデザ イン推進区域 (上記を除く)	○	×	
集団施設地区 (上記を除く)	○	×	
自然公園 (上記を除く)	○	×	
自然公園外 (主要交通拠点から自然 公園に至る区域や経路)	△*	×	入口標識

凡例：○：多言語対応をする，△：状況に応じて対応する，×：対応しない

*：外国人利用特性から、自然公園区域外（主要交通拠点から自然公園に至る区域や経路）についても、多言語対応が望ましいと判断される場合には、管轄する自治体等との調整を図る。

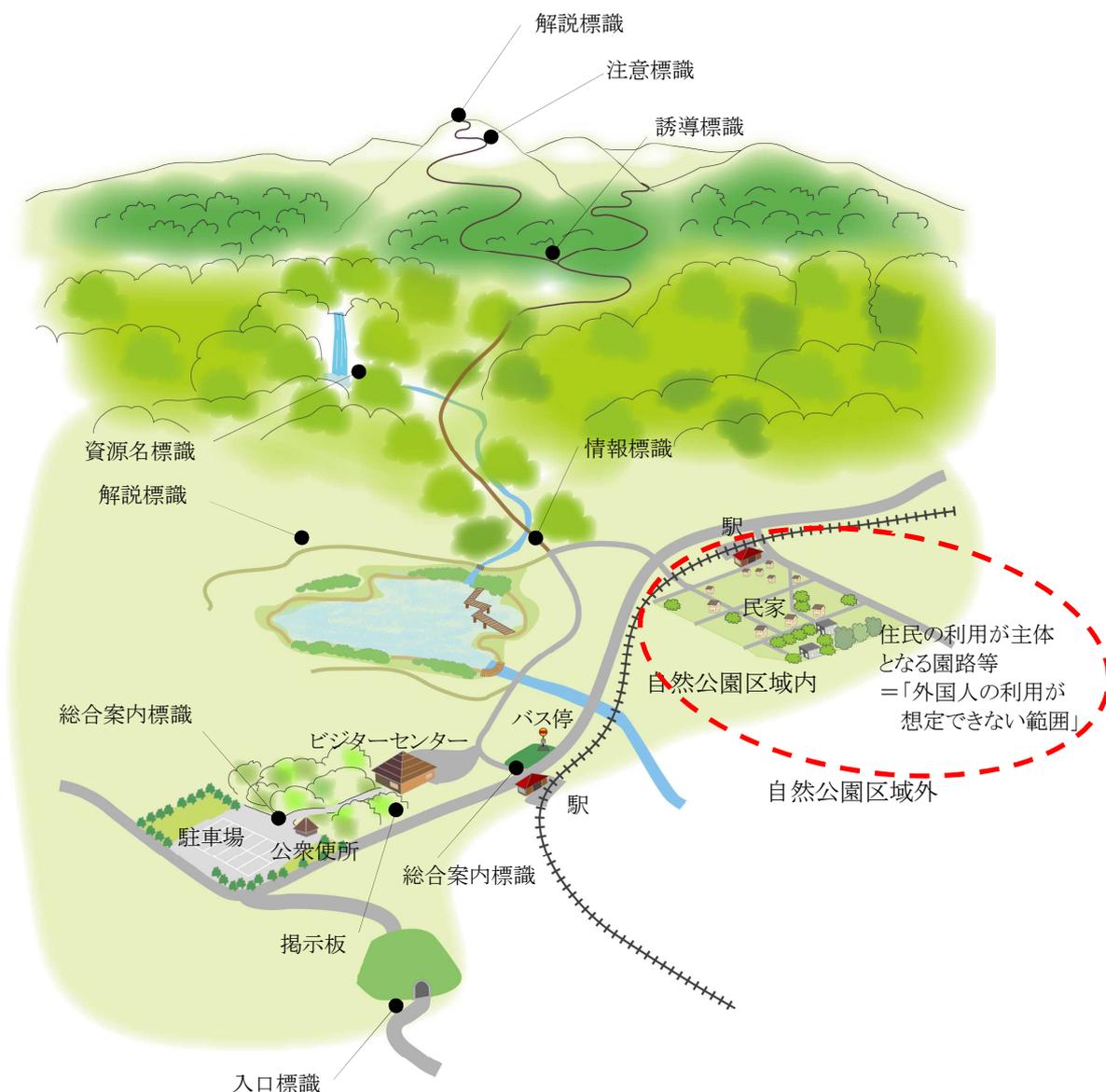


図6 外国人利用に対応する公共標識の配置イメージ

- ・自然公園の境界線等には、多言語対応の道路標識、記名標識（標準）、記名標識（モニュメント）を設置する。設置にあたっては、入口標識の配置イメージに準じる。（公共標識8頁 図3参照）
- ・外国人の利用が想定される、駐車場、バス乗場、ビジターセンター等の主要施設、主要施設から展望地点に至る園路等には、多言語対応の各種公共標識を設置する。ただし、地域住民の利用が主体となる園路等の外国人の利用が想定されない場所に設置する公共標識は除く。
- ・鉄道駅等の主要交通拠点から自然公園に至る区域や経路において、外国人の利便性向上や利用促進に対応する多言語対応の標識設置が望ましい場合には、管轄する自治体等と調整を行う。

II-2-2 公共標識の標準例

公共標識のタイプ毎に、記名標識、案内標識、解説標識、注意標識、掲示板、境界標識の標準例を示す。

(i) 記名標識

(1) 入口標識

入口標識は、表4に示す形態種別に分類する。

表4 入口標識の形態種別

区 分		設置場所	形態種別の名称
入口 標識	道路標識	主に人為景観、半自然景観の 場所に設置する	路側式(横書)標識
			路側式(縦書)標識
	記名標識(標準)	国立公園らしい雰囲気のある 場所に設置する	—
	記名標識(モニュメント)	//	—

主として走行する自動車からの視認を前提として、これらの標識は、その多くが道路敷あるいは道路に面した位置に設置されることとなるため、その規模構造、文字サイズ等の仕様については、「道路標識設置基準(令和元年10月)」の適用の必要性について道路管理者や公安委員会と協議して決める。

① 道路標識

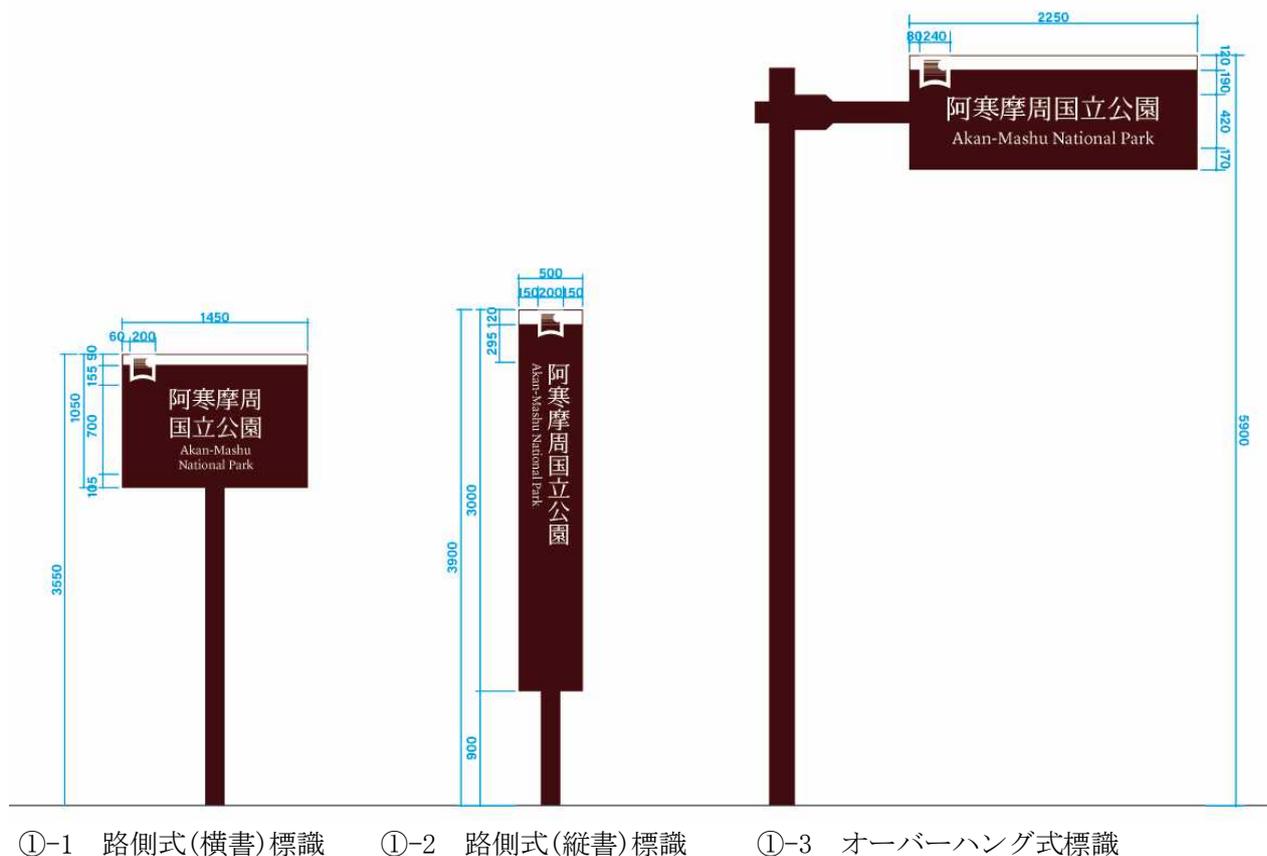


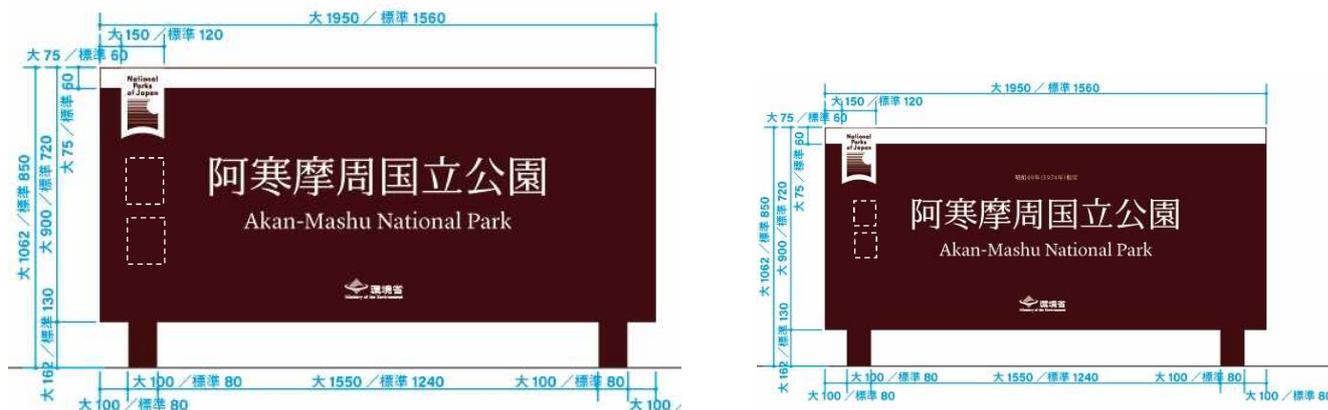
図7 道路標識

表示板・表示板裏面・柱の色彩は、こげ茶色とし、表示面上部に、アイキャッチとして白色の帯を表示する。国立公園に設置する場合は、国立公園統一マークを記載する。ただし、管理運営計画において色彩使用に規程がある場合には準拠する。

道路標識の全て及び走行する自動車のライトが直接的にあたる表示板は、反射シートを使用し、それ以外の公共標識はカッティングシートもしくはインクジェットシートを使用する。（公共標識36頁③参照）

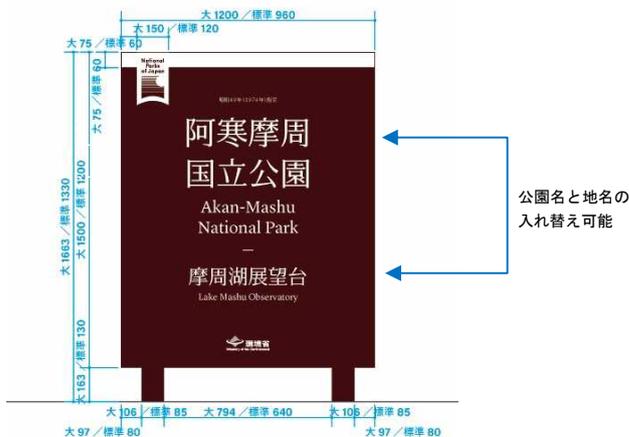
表示内容は、「公共標識の標準表示内容」（公共標識31頁表9参照）に基づき、国立公園名を日本語と英語等で表記する。

② 記名標識（標準）



②-1 指定年なし（横型）

②-2 指定年あり（横型）



注：□□□□ は、その他のロゴマークの記載位置を示す

②-3 全情報記載（縦型）

図8 記名標識（標準）標準例

記名標識（標準）は、国立公園のブランディングを考慮して全国で統一を図るものとする。

記名標識（標準）のデザイン上の留意事項は以下のとおりとする。

(ア) 自然景観を遮る面積の最小化

脚の長さを短くし、背後の自然景観を遮らないよう柱を板面の後ろに隠れるように配置することで、標識が周囲の景観を遮る面積を少なくする。また、標識が周囲の景観を遮らないように標準例に示すとおり低く抑え、その場所が最もよい景観となる季節に板面が遮られないよう、必要に応じて脚の長さを調整する。

(イ) 自然を引き立てる構造

板面の上面と側面に傾斜をつけることで、厚みが目立たずシャープな印象を与え、存在感を主張しすぎず自然を引き立てる構造とする。上面と側面のエッジは、安全性に配慮し、面取りを行う。

(ウ) 板面デザインの統一

板面パターンを指定年なし、指定年あり、全情報掲載（縦型）それぞれ2種類（6パターン）に統一する。グリッドに沿って板面サイズを設計することで、どのような人が板面を制作しても、統一された板面を作ることができる。

全情報掲載（縦型）を興味地点に設置する場合、興味地点を強調するために、公園名と地名の掲示位置及び大きさを入れ替えることができる。

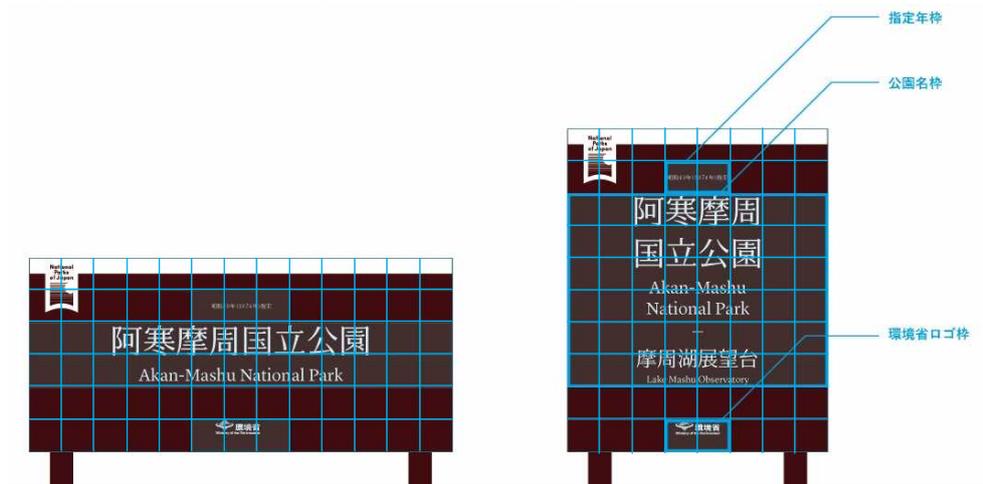


図9 記名標識（標準）板面デザイン

(エ) 板面サイズの統一

板面サイズは、横型及び縦型それぞれ2種類（4サイズ）に統一する。

表5 記名標識（標準）板面サイズ

	グリッド数	標準 (グリッド120mm)	大 (グリッド150mm)
指定年なし（横型）	横13、縦6	W=1560、H=720	W=1950、H=900
指定年あり（横型）	横13、縦6	〃	〃
全情報掲載（縦型）	横8、縦10	W=960、H=1200	W=1200、H=1500

(オ) 板面のデザイン

表示板、表示板裏面の色彩は、基本色をこげ茶色とし、表示面上部に、自然公園であることのイメージを伝えるためのアイキャッチとして白色の帯を表示する（公共標識35頁(3)参照）。ただし、管理運営計画において色彩使用に制限がある場合には準拠する。

表示板には、国立公園統一マーク及び国立公園名を表示する。また、必要に応じて、国立公園指定年、管理計画区名・地名、設置者名及び環境省ロゴマークを表示する。その際、可能な限りモノクロ仕様のマークを使用する。国立公園指定年は日本語のみで表記する。国立公園名よりも管理計画区名・地名の重要度が高い場合、国立公園名と管理計画区名・地名の文字の位置と大きさを入れ変えることを検討する。（公共標識33頁(1)参照）

(カ) 材料

自然素材を基本とする。ただし、長寿命化の観点から耐久性を要する部材等は視認性に配慮して部分的に人工的な材料を使用することができる。

■参考：板面の改修

標識の板面の改修にあたり、記名標識（標準）による整備ができない場合、以下に示すレイアウトにより、アイキャッチを塗り替え、板面を取り換える。

<指定年なし（横型）の場合>

板面の幅 = A

板面の高さ = B

a-1：統一マーク幅=0.06A

a-2：統一マーク左側マージン=0.03A

a-3：統一マーク上側マージン=0.03B

b-1：公園名（6～7文字の場合）幅=0.6A

公園名（8～9文字の場合）幅=0.7A

公園名（10～12文字の場合）幅=0.8A

b-2：公園名上下幅中央から下側までの幅=0.55B

c-1：環境省ロゴ幅=0.17A

※左右中央に配置

C-2：環境省ロゴ

下側マージン=0.12B



<指定年あり（横型）の場合>

板面の幅 = A

板面の高さ = B

a-1：統一マーク幅=0.06A

a-2：統一マーク左側マージン=0.03A

a-3：統一マーク上側マージン=0.03B

b-1：公園名（6～7文字の場合）幅=0.6A

公園名（8～9文字の場合）幅=0.7A

公園名（10～12文字の場合）幅=0.8A

b-2：公園名上下幅中央から下側までの幅=0.55B

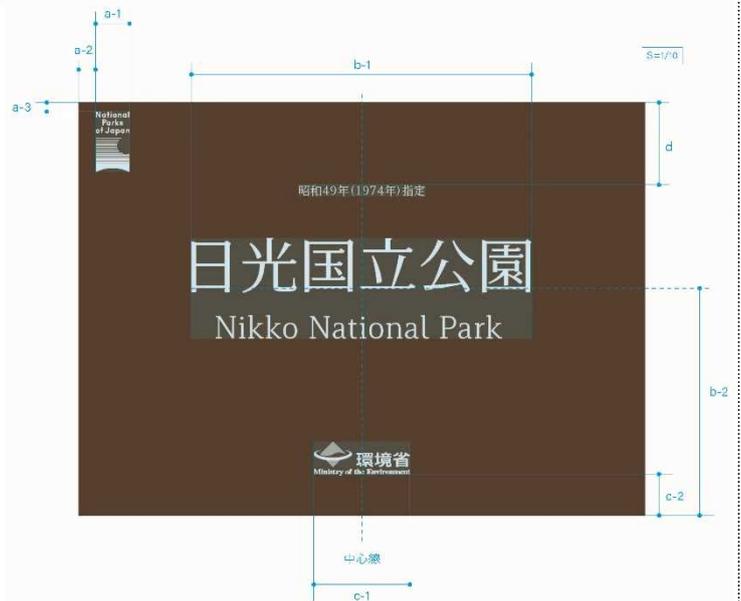
c-1：環境省ロゴ幅=0.17A

※左右中央に配置

c-2：環境省ロゴ下側マージン=0.1B

d：指定年上側マージン=0.2B

※左右中央に配置



<全情報記載（縦型）の場合>

板面の幅 = A

板面の高さ = B

a-1：統一マーク幅=0.09A

a-2：統一マーク左側マージン=0.03A

a-3：統一マーク上側マージン=0.03B

b-1：公園名（6～9文字の場合）幅=0.5A

公園名（10文字の場合）幅=0.7A

公園名（11～12文字の場合）幅=0.8A

※左右中央に配置

b-2：公園名下幅中央から上側までの幅

（Bが1400～1699mmの場合）=0.38B

公園名下幅中央から上側までの幅

（Bが1700～2200mmの場合）=0.4B

b-3：公園名下幅中央から上側までの幅

（Bが1400～1699mmの場合）=0.38B

公園名下幅中央から上側までの幅

（Bが1700～2200mmの場合）=0.31B

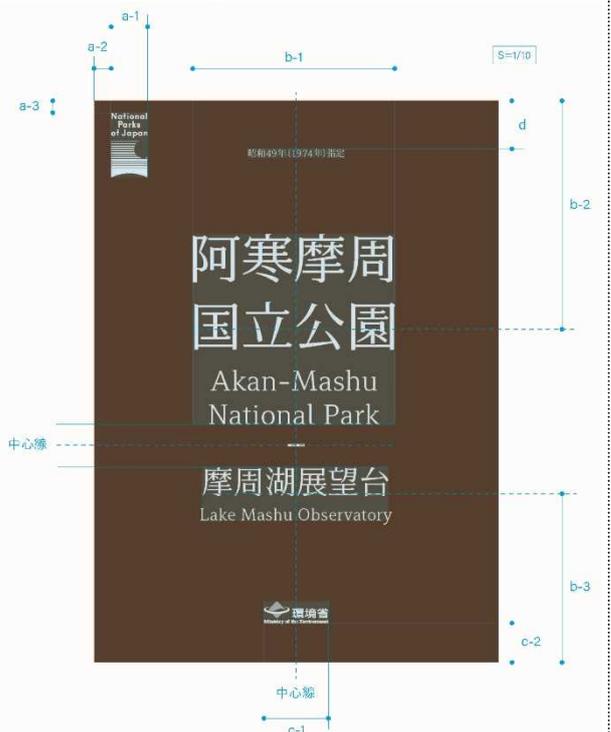
c-1：環境省ロゴ幅=0.16A

※左右中央に配置

c-2：環境省ロゴ下側マージン=0.07B

d-1：指定年上側マージン=0.08B

※左右中央に配置



③ 記名標識（モニュメント）



図10 記名標識（モニュメント）の事例

記名標識（モニュメント）は、自然公園等の景観要素を念頭において、次の事項に留意してデザインする。

記名標識（モニュメント）のフレーム（本体）のデザインは、その地域の景観に応じたものとする。記名標識（モニュメント）のデザイン上の留意事項は以下のとおりとする。

(ア) 自然的であること。

背景となる風景の構成要素を勘案して、どっしりと落ち着いた雰囲気醸し出すこと。

(イ) 調和的であること。

背景となる風景の構成要素と関係のある材料、色彩を取り入れた調和的デザインとすることを基本とするが、一方でコントラストを無視すると、景観に沈み込んでまったく目立たない存在となる可能性もあるため、自然界にあり得るコントラストを取り入れつつ、安定感のあるデザインとすることが大切である。

(ウ) 単純であること。

施設の耐久性やメンテナンスの容易さの点から単純な構造とすることを基本とするが、何ら装い気のないものを良しとするのではなく、木組みであれ、石積みであれ、その構造は伝統的な技術に裏付けられた、堅牢で美しい形を採用することが大切である。

(エ) 標識は自然植生に隠されない規模構造とすること。

樹林帯の中に設ける場合にあつては、高さを増すに連れて枝葉によって覆い隠される確率が高くなる。その反面、低すぎると林床植生の笹や草原植生のススキ等によって隠されてしまう可能性が高くなる。

標識設置後のメンテナンスの手間を少なくするため、標識周囲の枝払いや草・笹の刈払い作業を行わなくても済むように、笹・ススキが繁る高さまでの基台を設けてその上に表示板を置くなどの配慮をすることが必要である。

(オ) 記名標識（モニュメント）を設置する周辺は自然公園らしい雰囲気作りを行うこと。

記名標識（モニュメント）を整備する地点や案内標識を併設することとなる広場などにあつては、自然公園らしさを演出する周辺整備を合わせ行うことも検討する。

表示板、表示板裏面の色彩は、基本色をこげ茶色とし、表示面上部に、自然公園であることのイメージを伝えるためのアイキャッチとして白色の帯を表示する（公共標識35頁(3)参照）。ただし、管理運営計画において色彩使用に制限がある場合には準拠する。

表示板には、国立公園統一マーク及び国立公園名を表示する。また、必要に応じて、国立公園指定年、管理計画区名・地名、設置者名及びロゴマークを表示する。ただし、国立公園指定年は日本語のみで表記する。（公共標識33頁(1)参照）

(2) 公園名碑標識



図11 公園名碑標識の事例

公園名碑標識は、「公共標識の設置場所」(公共標識7頁表2参照)に基づき、主要な利用拠点や景観的に優れた地点などに配置する。

形態は、地域固有の形態(地域特性に応じた地域固有のもの)として、地域のもつ特性や伝統を踏まえて地域らしさを反映した意匠とする。また、規模は高さ3.5m、幅5mまでとする。

表示内容は、「公共標識の標準表示内容」(公共標識31頁表9参照)に基づき、国立公園統一マーク及び施設名等を日本語と英語等で表記する。

(3) 資源名標識

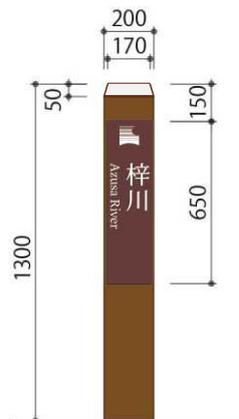


図12 資源名標識の標準例

この標識は、わかりやすい場所に設置する。記念撮影をする際、自然景観を遮らずに調和したフレーミングとなるように高さなどの形態を決める。柱頭に白色のアイキャッチを表示する。着色等については、景観を優先して華美なものとならないよう配慮する。

表示板の色彩は、材質が鋼材の場合は基本色をこげ茶色とする。(公共標識35頁(3)参照)

表示内容は、「公共標識の標準表示内容」(公共標識31頁表9参照)に基づき、国立公園統一マーク及び資源名を日本語と英語等で表記する。

(ii) 案内標識

(1) 誘導標識

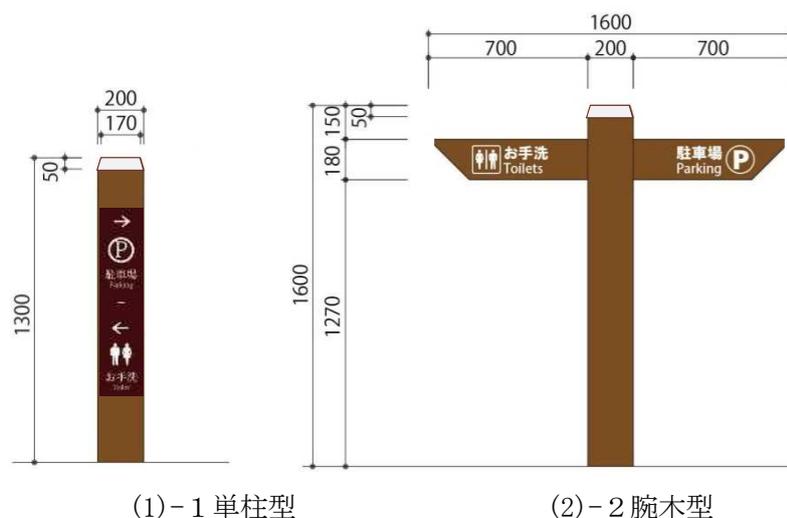


図13 誘導標識の標準例

誘導標識は、「公共標識の設置場所」（公共標識 7 頁表 2 参照）に基づき、園路の分岐点や中間点等に配置する。

表示内容は、「公共標識の標準表示内容」（公共標識 31 頁表 9 参照）に基づき、国立公園統一マーク、施設や景観資源等の名称、距離及び所要時間等を日本語と英語等で表記する。表示にあたっては、ピクトグラムを活用し、わかりやすさに配慮する。柱頭に白色のアイキャッチを表示する。ただし、登山道などに設置する誘導標識では、地域のルールを検討の上、危険防止のために視認性の高い色のアイキャッチを表示することができる。

自然公園や長距離自然歩道のシンボルマーク、歩道路線名等がある場合には、これを表記する。

案内図標識、総合案内標識が設置される場所では、誘導標識を組み込んで設置することや、園路の分岐形態が単純で設置の必要性がないと判断される場合は誘導標識を設置しない。

特に、多雪地域や登山道等では強度や設置高さを十分に検討する。多雪地域に腕木型を用いる場合は、取り外しが可能なものや単柱型の使用を検討する。

(2) 案内図標識

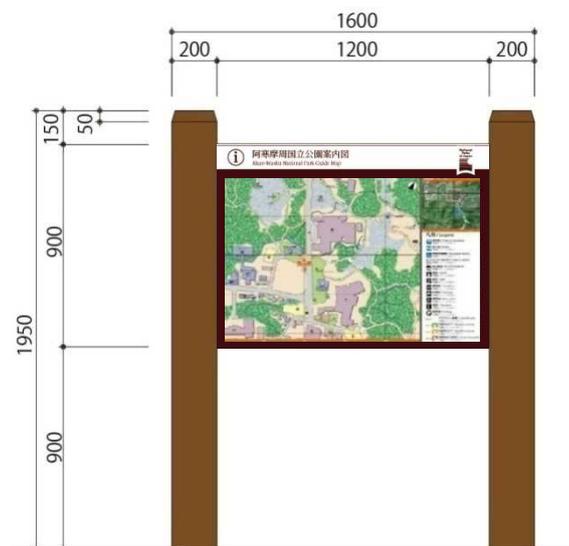


図14 案内図標識の標準例

案内図標識は「公共標識の設置場所」（公共標識 7 頁表 2 参照）に基づき、行動起点、特定のエリアの入口及び経路の分岐点・中間点等に配置する。

表示内容は、「公共標識の標準表示内容」（公共標識 31 頁表 9 参照）に基づき、施設名等を日本語と英語等で表記する。表示にあたっては、ピクトグラムを活用し、わかりやすさに配慮する。

表示面上部には、アイキャッチとして白色の帯を表示する。アイキャッチ部分には重要なピクトグラム及び国立公園統一マークをモノトーンで記載する。環境省マーク、自然公園や長距離自然歩道のシンボルマーク等は、図中に表記する。この場合、カラーで表記してもよい。国立公園統一マーク及びその他のマークを記載する位置の優先順は、左上、右上、左下、右下の順とする。

地図情報、ユニバーサルデザイン情報のうち施設等の障害者対応情報及び必要に応じ園路の整備水準を表記する。

(3) 総合案内標識

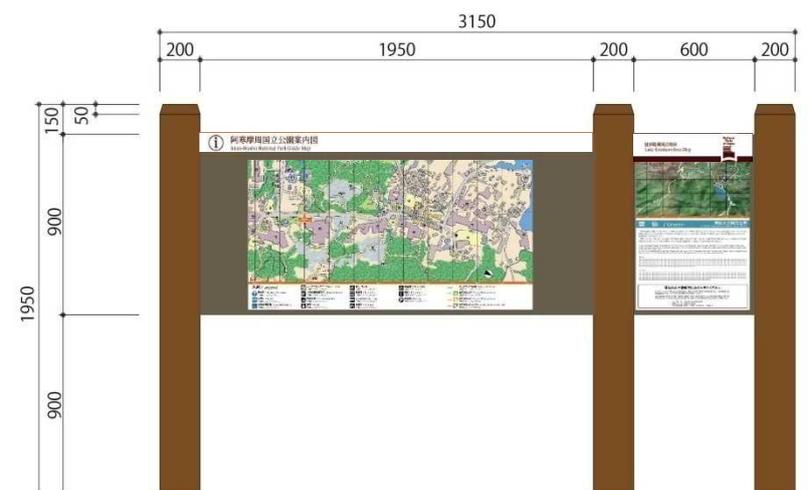


図15 総合案内標識の標準例

総合案内標識は「公共標識の設置場所」（公共標識 7 頁表 2 参照）に基づき、「すべての人が利用できる区域」内の行動起点及び情報拠点等に配置する。

表示内容は、「公共標識の標準表示内容」（公共標識 31 頁表 9 参照）に基づき、施設名や地域の状況及び自然資源の解説情報等を日本語と英語等で表記する。表示にあたっては、ピクトグラムを活用し、わかりやすさに配慮する。

表示面上部には、アイキャッチとして白色の帯を表示する。アイキャッチ部分には重要なピクトグラム及び国立公園統一マークをモノトーンで記載する。環境省マーク、自然公園や長距離自然歩道のシンボルマーク等は、図中に表記する。この場合、カラーで表記してもよい。

地図情報、地域情報、自然資源の解説情報、ユニバーサルデザイン情報のうち施設等の障害者対応情報及び必要に応じ園路の整備水準を表記する。

英語やその他の言語での説明文等は、原則として要約して概要を記載する。

(4) 情報標識



事例 1



事例 2

図 16 情報標識の事例

情報標識のデザイン上の留意事項は、以下のとおりとする。

① 情報として掲載する内容

- ・自然公園の見所紹介（案内図、見所風景写真、見所説明文 等）
- ・フィールドマナー（ゴミのポイ捨てや動植物の捕獲・採取の禁止 等）
- ・自然災害等の安全に関する事項
- ・外国語情報

なお、表示面上部には、アイキャッチとして白色の帯を表示する。アイキャッチ部分には重要なピクトグラム及び国立公園統一マークをモノトーンで記載する。

- ② 標識を点景として自然公園来訪記念の写真が撮影されることを念頭に置いた配置とすることが望ましい。このため、標識の設置場所は展望施設からの展望方向に十分留意して設置位置を選択することが大切である。
- ③ 情報標識は、主要動線に沿った位置に整備すること。
- ④ 情報標識への記載内容があまり多くない場合にあつては、総合案内標識や案内図標識を用いて整備する。
- ⑤ 情報標識の記載内容が多く、1基の標識では収納できない場合は、複数の標識を乱立したり、大きな壁を作る結果とならぬように、多くの壁面を持つ小型の四阿風の施設を設け、その壁面に情報を掲示すること。（この情報施設を「複合案内情報施設」と呼ぶ。）

- ⑥ 複合案内情報施設のデザインは、設置場所の条件により、壁面だけのもの、寄棟のもの、切妻屋根のもの等のバラエティの中から周辺環境に調和したものを選択すること。

(iii) 解説標識



解説標識の例



方位盤の例

図 17 解説標識の事例

解説標識は「公共標識の設置場所」(公共標識 7 頁表 2 参照)に基づき、地域の見所や自然資源等の対象に隣接して配置する。

表示内容は、「公共標識の標準表示内容」(公共標識 31 頁表 9 参照)に基づき、解説情報等を日本語と英語等で表記する。図及び写真を用いて、わかりやすい表記とする。自然公園や長距離自然歩道のシンボルマーク等や歩道路線名がある場合には、これを表記する。

英語やその他の言語での説明文は原則として要約して概要を記載する。ただし、外国人にわかりにくい日本独自の習慣などの説明には、単に日本語の解説文の翻訳だけではなく、文化や歴史を補足する等の対応を必要に応じて行う。

(iv) 注意標識



図18 注意標識の標準例

注意標識は「公共標識の設置場所」(公共標識 7 頁表 2 参照)に基づき、行動起点、移動中の利用者への注意喚起及び危険な場所への立ち入りを制限する等、管理上必要となる位置に配置す

る。柱頭には白色のアイキャッチを表示する。また、案内図標識、総合案内標識等に組み込んで表示することで情報伝達の効率化を図る。

表示内容は、「公共標識の標準表示内容」（公共標識 31 頁表 9 参照）に基づき、利用者に対する注意・警戒、禁止事項等を日本語と英語等で表記する。

多言語表記に併せて、理解を促すためのピクトグラムを表示することでフィールドマナーの向上を図ることとする。ただし、多言語表記にあたっては、国際的に広く使われている英語やピクトグラムを全ての外国人が理解できるとは限らないことに留意する。

注意標識は、注意・警戒、禁止事項等を表記するものであるが、命令調の表現は避け、主旨を簡潔に柔らかく表現するものとする。

また、日本語の直訳ではなく、わかりやすさを重視した平明な言語・文章を採用することで、外国人が理解できるよう配慮する。

日本語の対訳語として、英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語の例を「多言語表示対訳語集」に示す。

(v) 掲示板



図 19 掲示板の事例

掲示板は「公共標識の設置場所」（公共標識 7 頁表 2 参照）に基づき、自然公園における集団施設地区内の鉄道駅、バスターミナル、駐車場など、利用者の行動起点に設置する。

表示内容は、「公共標識の標準表示内容」（公共標識 31 頁表 9 参照）に基づき、日本語と英語等で表記するよう努めるものとする。英語やその他の言語の説明文は、原則として要約して概要を記載する。

登山道の通行禁止等の利用者に周知すべき情報、行事予定等の広報、ポスター等の掲示ができる標識とする。

掲示物を保護するために、ガラス等により表面保護をすることも必要となる。この場合、内部の結露対策、開口部のゆがみ対策も同時に検討することが必要となる。

自然公園や長距離自然歩道のシンボルマーク等や歩道路線名などの表記方法は、他の標識に準じる。

(vi) 境界標識



図20 境界標識の標準例

自然公園等の区域や管理地の明示として、各自治体で規定されている境界杭とは別に、貴重な自然環境の保護を目的に自然公園等の区域内であることを表示する等、敷地境界に適宜設置する。

柱頭には白色のアイキャッチを表示する。表示板には、国立公園統一マーク及び国立公園名の境界であることを表示する。

なお、管理上、特に「特別保護区」表示をする必要がある場合には適宜設置する。表示内容は、「公共標識の標準表示内容」（公共標識 31 頁表 9 参照）に基づき、日本語と英語等で表記する。

Ⅱ－２－３ 公共標識の構造・材料

公共標識の構造及び材料は、自然景観との調和、耐久性、耐候性、加工性等を考慮して決める。

(解説)

(i) 構造

公共標識は、以下に示す構造とする。ただし、入口標識は、その多くが道路敷あるいは道路に面した位置に設置されることとなるため、その規模構造、文字サイズ等の仕様については、「道路標識、区画線及び道路標識に関する命令」(昭和53年12月17日総理府建設省令第3号)に基づく、道路法第四十五条第二項及び道路交通法第九条第三項による「道路標識設置基準」の適用について道路管理者と協議して決める。

(1) 構造体 (本体)

① 規模

公共標識の構造は設置位置の景観スケールや視線方向等を考慮して、過大な規模とならないようにする。

主な公共標識の標準規模は、おおむね「公共標識の標準規模」(公共標識26頁表6参照)に示すとおりであるが、設置位置の環境条件等に応じて、適宜規模を増減する。

② 形態

自然景観と調和する単純かつ相互に統一感のある形態とする。形態の検討にあたっては、地域特性、自然及び利用者層の相違に留意し、標準的な形態に加え、必要に応じて地域固有の形態の採用を検討する。また、デザイン面のみならず、機能面についても十分考慮し、施工及び維持管理が容易であり、かつ耐久性および耐候性に優れた形態とする。

③ 柱

風、積雪などに対して耐久性を高める必要がある場合には、自然条件を踏まえた構造計算等により適切なサイズとする。木材には、周辺の自然環境への影響を踏まえた上で、長寿命化に対応し、柱頭はOP仕上げまたはキャップ、地際は根巻きなどを行う。金属素材の寸法は、道路標識の構造基準に準じる。

④ 基礎

標識の下部工は、未舗装地では根柵、舗装地ではコンクリートを標準とし、現地諸条件(雨・雪・土質)に応じて検討する。

⑤ 色彩

こげ茶色を基調として統一し、派手な色彩や複雑な配色は使用しない。なお、石材を主な材料とするものについては、基調色を素材の自然色とする。

表6 公共標識の標準規模

	主な対象者 標識の種類	歩行者	ドライバー等
記 名 標 識	入口標識	(記名標識 (標準・モニュメント)) 高さ ~2000mm 巾 ~3000mm	(道路標識) 高さ ~6000mm 巾 ~3500mm
	公園名碑標識	高さ ~3500mm 巾 ~5000mm	
	資源名標識	高さ ~2000mm 巾 ~2000mm	広い敷地 高さ~2000mm 巾 ~2500mm 狭い敷地 高さ~3000mm 巾 ~1500mm
案 内 標 識	総合案内標識	高さ ~2000mm 巾 ~3500mm	—
	案内図標識	高さ ~2000mm 巾 ~2000mm	—
	誘導標識	単柱タイプ 高さ~1600mm 巾 ~200mm 腕木タイプ 高さ~1600mm 巾 ~1600mm	広い敷地 高さ~1600mm 巾 ~2400mm 狭い敷地 高さ~2600mm 巾 ~1100mm 集合タイプ 高さ~3000mm 巾 ~1600mm
解説標識		案内図標識に準ずる	—
掲示板		案内図標識に準ずる	—
注意標識		高さ ~1300mm 巾 ~600mm	—
境界標識		高さ ~1300mm 巾 ~200mm	—

出典：「自然公園に係る公共標識の整備指針」(H9、環境庁自然保護局)

(2) 表示板

① 高さおよび横幅

- ・土の跳ね上がりがない高さ以上に、必要な情報を妥当な大きさで表示できるような高さおよび横幅とする。また、歩行者を対象とした標識よりも車両（ドライバー）を対象とした標識の規模を大きくする。
- ・雑草の繁茂や積雪により見えにくくなることが多い場合は、高さを高くする。
- ・利用者が表示面から1m離れた位置に立って見る場合に見やすいとされている高さの最大は約2mである。
- ・また、首を振らずに見やすいとされている横幅の最大は、約1.4mである。ただし、実際は、首を振ることが多いので、これより大きくても構わない。
- ・木材の原材料寸法は、3mもしくは4mが主体となっているので、その半分の1.5m、2mを含めた4サイズが経済寸法である。ただし、地域により原材料寸法が異なる場合があるため、留意すること。
- ・原材料のサイズに制限のあるアルミポリエチレン複合版およびアルミ板の原料寸法は2×1mとなっているので、表示板はこの範囲の1.8×0.9m、1.4×0.9m、0.9×0.9m等が経済寸法である。

② 色彩

文字が主体である表示板の色彩は、こげ茶色の下地に白色文字または淡黄色文字を基調とする。また、案内図の下地は薄茶色または灰色とし、白色は避ける。

(ii) 材料

(1) 構造体（本体）

公共標識の構造体（本体）の主材料は木材、石材とし、設置位置の環境条件や地域の実情に応じて適切な材料を選択する。木材は自然景観と調和し、潮風や火山性ガスに対して錆びない利点を有している。石材および鋼材は初期投資費用が大きいですが、耐用年数が長く維持管理費が少ないという利点を有している。このため、公園名碑標識のように歴史性が必要とされる標識、登山道における誘導標識のようにとりわけ風雪に対する耐久性が必要とされる標識で、木構造では対応が難しい場合は、鋼材または石材を検討する。鋼材を使用する場合は、木材で化粧する等の対応を検討する。（第2部第3章長寿命化参照）

木材は長寿命化に配慮し加圧式保存処理材（JAS K4 又は AQ1 種同等以上）を用いる。ボルト、ナット等の金物は、耐久性を考慮し、溶融亜鉛メッキ又はステンレスなどを用いる。

(2) 表示板・印刷板

表示板・印刷板の主要材料は、紫外線などに対する耐久性を考慮して決める。

文字等の表記方法は、木材では彫刻技法、アルミニウム類および合成樹脂類ではインクジェット印刷シート張りなどがある。木材の彫刻技法は、高山地の厳しい風雪でも文字が消えにくい利点がある。素材の特性を考慮し設置する場所に最も適した素材や表現方法を選択する。

表7 公共標識の材料

一般に用いられる材料	利点	欠点	機械的性質	耐久性	経済性	加工の自由度	備考
木材	・自然の風合いを出せる	・風化しやすい ・機種によるバラツキが大きい		○	◎	◎	他の素材と比べると耐久性が劣るため、十分なメンテナンスを行う必要がある。自然・歴史景観と調和する。
石材	・自然の素材である ・安定感がある ・耐摩耗性に優れている	・強度にバラツキがある ・作業性が悪い		◎	×	×	初期投資が高いが、メンテナンスフリーである。年月を経るにつれ、味わい深いものとなる。
鉄	・もっとも普及している素材 ・材料のバリエーションが豊富	・防錆処理が必要 ・塗装のメンテナンスが必要	引っ張り強さ 41.52Kgf/m2 以上	○	○	○	初期投資は安いですが、半年に一回以上の保守点検が望まれる
ステンレス	・耐食性がよい ・独特の表面加工ができる	・他の素材と比べ高価	引っ張り強さ 53Kgf/m2 以上	◎	△	○	初期投資は高いがほとんどメンテナンスフリーである。美観上(汚れ等)半年に一回程度の清掃が必要。
PCコンクリート 擬木	・型による自由な成形	・重い		○	○	△	初期投資は高いが、メンテナンスフリーである。
耐候性鋼材	・耐食性がよい	・塗装が限定される	引っ張り強さ 44Kgf/m2 以上	◎	△	○	リン酸処理等行う。
アルミニウム	・軽い金属である ・耐食性がよい ・加工方法が豊富である	・鋼材と比べて強度が低い	引っ張り強さ 22Kgf/m2 以上	◎	◎	◎	初期投資は高いがほとんどメンテナンスフリーである。美観上(汚れ等)半年に一回程度の清掃が必要。
アルミ複合板	・軽い ・耐衝撃性に優れる	・90度以上の高温には耐えられない	板厚6mmのもので曲げ弾性率19123Kg/mm ²	○	◎	◎	アルミニウム・ポリエチレン複合板のこと 補強がなしで表示板に使える
陶磁器	・自然の風合いを出せる ・表面硬度が高く、対摩耗性に優れる ・古くからある素材で親しみやすい	・製品の大きさに限界がある ・細かい加工ができない		◎	△	△	
銅	・歴史性を持つ	・高価である		◎	△	◎	屋根や木材の木口の保護等に用いられる。短期間で緑青が表面を覆い、景観的になじみやすい。
プラスチック (合成樹脂)	・比重が小さい ・材料のバリエーションが豊富 ・あらゆる河川が可能	・安定感がない ・強度が低い ・人工的なイメージが強い		×	◎	◎	化学処理により虹色に発色する。
チタン	・軽い金属である ・耐食性がよい (海水には完全耐食)	・高価である		◎	×	△	

出典：「自然公園に係る公共標識の整備指針」(H9、環境庁自然保護局)を改定

(iii) 印刷方法

可読性、耐久性、表示板の素材との相性、経済性を考慮して、適切な印刷方法を表8から、公共標識の設置位置の自然条件や地域の状況に応じて選択する。

表8 公共標識の印刷方法

表示方法	手順	耐候性	美しさ	細かい表現	コスト	均一性	備考
手書き	1.表示面に筆で手書き	×	△	×	◎	×	温かみがある表現が可能
木材に彫り込み色差し	1.木材に文字・図柄を彫り込む 2.彫り込んだ部分にペンキで色を差す	○	○	×	△	△	温かみがある表現が可能
カッティングシート	1.塩ビ系フィルムを図柄通りにカットし、表示面に貼りつける	○	○	△	◎	◎	臨時の対応として使うことができる フィルムの種類により耐久性はまちまち
インクジェット印刷	1.原稿(図柄・文字・写真)を写真処理またはコンピューター処理にて版下を制作(特色印刷の場合とプロセス印刷がある)	○	◎	◎	○	◎	シャープなラインが表現できる
クロマリン印刷	1.原稿(図柄・文字・写真)を写真処理またはコンピューター処理にて4色にカラー分解する(プロセス印刷) 2.各色を透明フィルムにトナーで印刷し、4枚重ね合わせて表示する	○	◎	◎	△	◎	細かい表現ができる コンピューターによる画像管理が可能
静電焼付印刷	1.コンピューター処理にてフルカラーの画素画像を作る 2.トナーを基板に焼き付ける。	○	◎	◎	△	◎	航空写真、花の写真が鮮明に表現できる
FRP 封入板	1.特殊紙にシルクスクリーン等で印刷したものをFRP(ガラス樹脂強化プラスチック)の中に封入する。	△	○	○	○	○	紙への印刷の方法により仕上がりは全く違う
エッチング印刷	1.表示金属面の彫り込まない部分を保護する。 2.保護されていない部分を薬品で浸食	◎	◎	○	△	◎	情報の変更ができない 高級感がある
石材の彫り込み(色差し)	1.原稿から彫り込み用の型を作る 2.石に型を当ててショットブラスト等で彫り込む 3.場合によっては彫り込み部分に色を差す	◎	◎	△	△	△	細かい表現ができる 自然景観と調和しやすい
金属・石材による象嵌	1.表示面の図柄を削り抜く 2.削り抜いたところへ同じ形に切ったものをはめ込む	◎	◎	×	△	○	細かい表現ができないため、地図表現は不可能 高級感がある
陶磁器への絵付	1.陶磁器に顔料で印刷、または印刷した転写紙を載せ、焼き付ける	◎	◎	○	△	○	半永久的な表示が可能 最近では細かい表現も可能

出典：「自然公園に係る公共標識の整備指針」(H9、環境庁自然保護局)を改定

II-2-4 標識表示の基本事項

公共標識の表示事項（地名、凡例や説明等）は、誰もがわかりやすいものとする。

使用する言語は、日本語と英語を表記することを基本とする。各自然公園等の外国人の利用特性に応じてその他の言語（中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、韓国語、その他言語）を加えることとする。

（解説）

（i）公共標識の標準表示内容

（1）外国人利用に対応した多言語表記

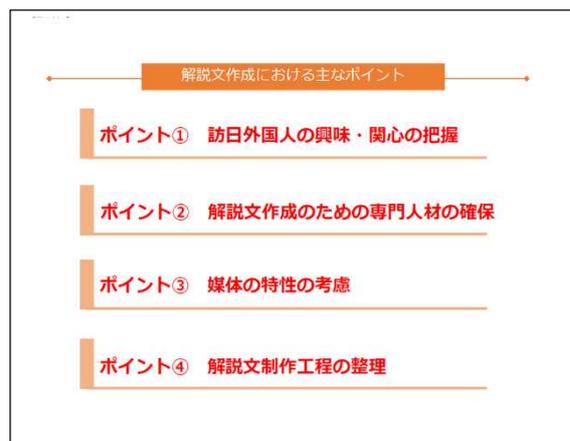
国際的に広く利用されている英語を全ての外国人が理解することができるとは限らないことから、外国人の利用特性を踏まえ、日本語と英語の表記を基本に、必要に応じてその他言語を表記する。

その他の言語の選択にあたっては、以下の点を考慮する。

- ・ 自然公園を訪れる人の国籍の傾向
- ・ 外国人の文化の違い等による行動特性
- ・ 自然公園内外の一体的な対応（管轄する自治体等との調整）
- ・ 地域での外国人観光客誘致に係る条例や施策への対応
- ・ 自然公園への到達交通手段の状況（航路の新設・増設等）

ただし、国際事情や経済事情により、自然公園の来訪者の国籍の傾向が将来変わる可能性を考慮し、その他の言語の表記は最小限とすることが必要となる。

多言語の解説文作成において、日本人と外国人とでは日本の自然、文化、歴史等に関する知識レベルと興味関心の異なることを前提とし、「正しい英語表現」で「分かりやすく」かつ「シンプルな」解説文を作成する。具体的な作成方法については、「魅力的な多言語解説作成指針 観光庁 平成31年3月版」を参照すること。



（2）バリアフリーに対応した表記

視覚障害者への情報提供のために点字表記、触知図を加える他、必要に応じて音声案内装置等の設置、案内標識や注意標識へのピクトグラムの利用及び難読漢字等へのふりがなの添付などの配慮を適宜実施する。

（3）標準表示内容

公共標識のタイプ別の主な表示内容は、表9（公共標識31頁参照）のとおりとする。

英語の表記方法は、表10（公共標識32頁参照）のとおりとする。

日本語の対訳語として、英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語の例を「多言語対訳語集」に示す。

中国語については、表示スペースに制約がない場合は、簡体字と繁体字を併記することが望ましい。制約がある場合には、利用状況を考慮して選定し、表記する。

表9 公共標識の標準表示内容

種 類		主な表示事項	表記言語の種類			
			外国人の利用が想定される施設		外国人 の利用 が想定 されな い施設	
			<基本的な表記> 日本語・英語を 表記する施設	<必要に応じた表記 > 他の言語を 表記する施設		
記名標識	入口標識	道路標識	公園名	日本語+英語	日本語+英語 +中国語(簡体字・ 繁体字)・韓国語・ その他言語	日本語
		記名標識 (標準)	国立公園名、資源名			
		記名標識 (モニュメント)	国立公園名、資源名			
	公園名碑標識	公園名(管理計画区名を含む)	日本語+英語			
	資源名標識	地名、施設及び景観資源等の名称、必要に応じて標高数値等の自然情報	日本語+英語			
案内標識	誘導標識	地名、施設及び景観資源等の名称、方向、距離、ナンバー(位置情報)、必要に応じて所要時間 勾配、路面状態、段差の有無など通行の難易度	日本語+英語 ピクトグラム*	日本語+英語 +中国語(簡体字・ 繁体字)・韓国語・ その他言語 ピクトグラム*	日本語	
	案内図標識	(地図を表示する標識) 主な地名、施設及び景観資源等の位置、名称、現在地、スケール、方位、必要に応じて距離・所要時間 障害者対応施設の位置 車いすで通行できる経路の明記				
	総合案内標識	(地図、解説文、画像等を表示する標識) 地図部分には主な地名、施設及び景観資源等の位置、名称、現在地、スケール、方位、必要に応じて距離・所要時間 障害者対応施設の位置 車いすで通行できる経路の明記 その他の部分には、図、写真及び地域の状況や自然の案内等の説明文	日本語+英語 ※日本語以外の 説明文は原則として 要約して概要を記載する ピクトグラム*	日本語+英語+中国語(簡体字・繁体字)・韓国語・その他言語 ※日本語以外の説明文は原則として 要約して概要を記載する ピクトグラム*		
	情報標識	同上+掲示板	同上	同上		
解説標識	解説対象の図及び写真、説明文	日本語+英語 ※日本語以外の 説明文は原則として 要約して概要を記載する	日本語+英語+中国語(簡体字・繁体字)・韓国語・その他言語 ※日本語以外の説明文は原則として 要約して概要を記載する	日本語		
注意標識	注意・警戒、禁止、フィールドマナー 難易度の変化点では、注意標識とともに、勾配、路面状態、段差の有無など通行の難易度を明記	日本語+英語 ピクトグラム*	日本語+英語 +中国語(簡体字・ 繁体字)・韓国語・ その他言語 ピクトグラム*	日本語		
掲示板	(案内、解説、注意等の総括情報)	表題は日本語+英語 ※日本語以外の 掲載文は原則として 要約して概要を記載する	日本語+英語+中国語(簡体字・繁体字)・韓国語・その他言語 ※日本語以外の掲載文は原則として 要約して概要を記載する	日本語		
境界標識	公園及び地区・地域区分等の名称	日本語+英語	—	日本語		

*ピクトグラム：「①ピクトグラム」(公共標識40頁参照)

表 10 英語の表記方法例

分類		表示方法	日本語	英語表記例
一般的な 固有名詞	日本由来	表音表記 ※常にヘボン式ローマ字を使用	日光 丹沢大山 蔵王	Nikko Tanzawa – Oyama Zao・o ※発音のしやすさ等から、 o が重なる固有名詞はその 間に- (ハイフン)を入れる ことが可能
	外国由来	外国語由来の原語部分を英語 表記 ※人名の場合は、英語以外を使用 出来る	上高地ウエ ストン祭 南アルプス	Kamikouchi Weston sai Minami・Alps ※発音のしやすさ等から、 複数の名詞等で構成され る固有名詞はその間に- (ハイフン)を入れることが 可能
普通名詞部分を含む 固有名詞		普通名詞部分以外の表音を表 示 普通名詞部分を切り離す と、それ以外の部分だけ では意味がなさない、不可 欠な固有名詞として広く認 識されている場合 ※意味・呼び名を正しく伝 える必要がある場合は、ロー マ字による表音表示に加え、 普通名詞部分の表意表記を する	日比谷公園 ウトロ漁港 富士山 石狩川 琵琶湖	Hibiya Park Utoro Fishing Port Mt.Fuji Ishikari River Lake Biwa
			月山 立山 荒川 日光東照宮 伊勢神宮	Mt.Gassan Mt.Tateyama Arakawa River Nikko Toshogu Shrine Ise・jingu Shrine
		駅名や施設名として使用 され、日本語による表音表 記が確立している場合	国会議事堂前	Kokkai・Gijidomae (National Diet Bldg.) ※スペース・視認性から略 語使用が適当と考えられ る場合は、略語使用が可 能
日本 由来 の 普通 名詞	翻訳先言語に 対訳がある 場合	表意表記 一定の対訳があるものの、 日本文化を正しく理解す るために日本語の読み方 を伝えることが必要な場 合は、表音表示した後に、 表意を()書きで表記 ※日本語の表音が既に認識 されている場合は、表意表 記は必要としない	本 茶碗 温泉	Book Chawan (Tea bowl) ※普通名詞の表音表記 は、必要に応じて イタリックでの表記が 可能 Onsen (Hot Spring)
	翻訳先言語に 対訳がない 場合	表音表記した後に、説明的な語 句を表記 ※日本語の表音が既に認識 されている場合は、説明的 語句は不要	合掌づくり	Gassho-zukuri
外国語由来の 普通名詞		原語を英語訳して表記	カルデラ	Caldera

出典) 「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」(国土交通省観光庁・抜粋要約)に追記

(ii) 記名標識（入口標識（道路標識・記名標識（標準）、記名標識（モニュメント））・公園名碑標識）の標準表示の基本事項

国立公園における表示の標準例を示しており、自然公園等の表示は基本的事項やその他の公共標識に準じるものとする。

(1) 記載内容

表示面には、次の文字を記載する。

① 国立公園名

- ・ 入口標識、公園名碑標識には国立公園名を記載する。

国立公園名は、「公共標識の標準表示内容」（公共標識31頁表9参照）に基づき、日本語と英語で表記する。

ただし、入口標識では、盤面サイズ等を制限することで景観面に配慮する必要がある等の理由から英語が読みにくくなる場合には、国立公園名の表示例の省略型である「National Park」と表示して差し支えない。

表11 国立公園名の表示例

日本語表示例	英語表示例	英語表示例・省略型 ※景観面等から表示板面サイズに制約がある場合等
利尻礼文サロベツ 国立公園	Rishiri-Rebun-Sarobetsu National Park	National Park
中部山岳国立公園	Chubusangaku National Park	National Park
阿蘇くじゅう 国立公園	Aso-Kuju National Park	National Park

各公園名称の対訳語として、英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語の例を「多言語表示対訳語集」に示してある。

・ 記載文字のすべてを表示



★記名標識（標準）の縦型には、原則として上記のすべての要件を記載する。その他の記名標識には資源名等は記載しない。

・ 一部省略の事例

記名標識 (標準・モニュメント)	指定 昭和9年(1934) 中部山岳国立公園 Chubusangaku National Park ●環境省 Ministry of the Environment
	↓ 一部省略
	中部山岳国立公園 Chubusangaku National Park ●環境省 Ministry of the Environment
道路標識	↓ 一部省略
	中部山岳国立公園 Chubusangaku National Park
	↓ 一部省略
	中部山岳国立公園 National Park

図21 記載文字の省略事例

② 国立公園指定年

- ・ 指定年の記載は、公園名碑標識のみとし、入口標識には記載しない。
- ・ 記載方法は、日本語のみで表記し、和暦年の漢字の後ろに括弧書きで西暦数値を添える。

例：指定 昭和9年（1934）

- ・ 国立公園指定年は、省略できる。

注：追加指定地域における指定年記載の扱い

- ・ 追加指定された地域における「指定年」の表示は次のとおりとする。

(ア) 国立公園名のみを掲示する標識では、当初指定年のみとし、追加指定年は記載しない。

(イ) 国立公園名に添えて管理計画区名・地名等を掲載する場合は、その当該名称地の指定年を表示する。

○ 八幡平地域に設置する入口標識の事例

例 十和田八幡平国立公園 指定 昭和11年（1936）

例 十和田八幡平国立公園 八幡平 指定 昭和31年（1956）

(ウ) 分離独立した地域における「指定年」の表示は、分離独立した時点とする。

③ 管理計画区名・地名等

- ・ 管理計画区名・地名の記載は、公園名碑標識のみとし、入口標識では記載しない。
- ・ 国立公園名以外に管理計画区名・地名を併記する場合は、「公共標識の標準表示内容」（公共標識28頁表8参照）に基づき、日本語と英語等で表記する。

表12 管理計画区名・地名の表示例

日本語表示例	英語表示例
八幡平	Hachimantai
沢渡	Sawando

注：「国立公園〇〇（地名）」という表記方法は入口標識及び公園名碑標識に限って行ってはならない。行ってはならない記載例：国立公園八幡平 国立公園霧島

④ 設置者名及びロゴマーク

- ・ 環境省が設置する記名標識（標準）、記名標識（モニュメント）、公園名碑標識には環境省名（日本語と英語で表記）とロゴマークを記載する。記名標識（標準）のロゴマークはモノトーン（マーク30%白ヌキ、ロゴタイプ白ヌキ）とする。
- ・ ロゴマークと文字の配列は、環境省のロゴマークの使用基準によるものとする。

例：環境省

例：Ministry of the Environment



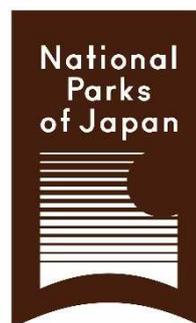
図22 環境省ロゴマーク

⑤ 国立公園統一マーク

- ・国立公園に設置する入口標識（道路標識、記名標識（標準）、記名標識（モニュメント）、公園名碑標識）には、モノトーンの国立公園統一マークを記載する。ただし、道路標識に記載する国立公園マークの文字は省略する。



アイキャッチとともに用いる場合など、白地の背景に記載する場合



板面の改修など、茶色等の背景に記載する場合

図23 公共標識に記載する国立公園統一マーク

(2) 記名標識の文字サイズと配列

単柱式を除く記名標識の表示面に記入する文字のサイズは、道路標識設置基準に準じて、次のとおりとする。

① 漢字の大きさ

- a 国立公園名及び管理計画区名等の利用者向けの漢字等は、原則として高さ20cm以上とする。
- b 管理計画区名・地名等のサイズは、aと同じサイズとする。
- c 設置者名及び指定年は、aより小さく表示する。
- d 環境省名は、cより小さなサイズとする。

② 英語・ヘボン式ローマ字の大きさ

大文字は、日本語・漢字の高さの1/2とする。（小文字サイズは使用するフォントの基準による。）

なお、環境省名の英文字のサイズは、ロゴマークの標記基準によるものとする。

③ 配列

国立公園の字数に応じたバランスの良い配列とすること。記名標識（標準）は、標準例に基づき、グリッドに沿って配列する。（公共標識15頁図9参照）なお、長い国立公園名も収まるグリッド数である。

(3) 標識本体の基本事項

標識本体の基本事項は次のとおりとする。

① 表示板の地色

表示板の製造方法により、使用する素材に若干の相違が生じるが、印刷時に指定する色彩は、「こげ茶色（DIC333）」とする。

- ② 国立公園であることのイメージを速やかに伝えるためのアイキャッチとして、表示板の天部には白色の帯をほどこす。

注：印刷指定色（DIC）は印刷物の色票であり、鋼材塗装の指定色（（社）日本塗料工業会色票番号）とは異なり近似色となるため、見本色と比較した上で決定すること。



図24 表示板の色彩

*（社）日本塗料工業会色番号 15-30D（近似値）

③ 反射シートと塩ビシートの使い分け

反射シートと塩ビシートの使い分けは次のとおりとする。

表13 反射シートと塩ビシートの使用区分

反射シート	道路標識 自動車のライトが直接あたる記名標識（標準）
塩ビシート	上記以外の標識の表示板

④ 表示板の裏着色

表示板の裏には、表面の地色に使用した塗料を塗布すること。表面が塗料以外の場合にあっては、その素材の色彩に類似の塗料を塗布すること。

⑤ 柱の色彩

自然素材を使って自然色で仕上げるモニュメント型を除く各標識の支柱の色彩は、上記指定色に近似のこげ茶色を原則とする。ただし、周辺の交通標識とのバランスを考慮した結果、こげ茶色が不自然と見られる場合にあっては、亜鉛メッキのどぶ付け色（灰色）でもよい。

（4）文字の仕様

表示板に使用する文字は次のとおりとする。

① 和文文字（漢字・ひらがな・カタカナ）

日本語に使用する書体は、国立公園内に設置する公共標識及び国立公園の情報発信のために国立公園周辺に設置する公共標識では、国立公園フォント*を基本とする。ただし、彫り文字など国立公園フォントの表現が困難な場合、他の字体を使用できる。また、ロゴやピクトグラムと一体的に使用される文字の字体はそのまま使用する。国立公園以外では、角ゴシック体を基本とする。

② 英文文字（アルファベット）

英語・数字に使用する書体は、国立公園内に設置する公共標識及び国立公園の情報発信のために国立公園周辺に設置する公共標識では、国立公園フォント*を基本とする。ただし、彫り文字な

ど国立公園フォントの表現が困難な場合、他の字体を使用できる。また、ロゴやピクトグラムと一体的に使用される文字の字体はそのまま使用する。国立公園以外では、角ゴシックのプロポーショナル（詰め打ち）フォントで印字した文字列を使用する。

注：原則として、全角文字の羅列による表示は行わないものとする。

表14 英文文字の表示例

○	Chubusangaku
×	CHUBUSANGAKU

*「国立公園満喫プロジェクト」の一環として採用したフォント。日本の国立公園らしい品格や風合いを持ちつつ、標識等に使用した際の視認性を確保し、訪日外国人にとって違和感のない欧文フォントにデザインされたフォント。環境省及び地方自治体が国立公園の整備、普及啓発に使用可能。

(5) ローマ字の表記方法

ローマ字の表記方法は、次のとおりである。

① 使用する50音表

ローマ字はヘボン式50音表に基づいて表記するものとする。

② 注記基準（そえがき）

(ア) はねる音「ン」はすべて『n』と書く。ただし、m、b、pの前では『m』を用いる。

(イ) はねる音を表す「n」と次に来る「母音字」または「y」とを切り離す必要がある場合には、「n」の次に『-』（ハイフン）を入れる。

(ウ) つまる音は、次にくる最初の子音字を重ねて表す。ただし、次に「ch」が続く場合には、「c」を重ねずに『t』を用いる。

(エ) 長音は、母音字の上に『-』（長音符標）をつけて表すことができる。

注：長音符標は日本独自のもので、外国人に理解されない可能性がある。使用や不使用は自治体等で対応が異なるため、表示に当たっては確認を要する。

長音が大文字の場合は母音字を並べることができる。

注：入口標識に限っては、道路標識と同じ機能が求められるため、道路系で使われている長音ルールにより、特段の記号を付けないので留意する必要がある。

(オ) 特殊音の書き表し方は自由とする。

(カ) 文の書きはじめ並びに固有名詞は語頭を大文字で書く。なお、固有名詞以外の名詞の語頭を大文字で書くこともできる。

(キ) 意味のかたまりや発音のしやすさ等の観点から、複数の名詞等で構成される固有名詞や「o」が重なる場合等は、その間に『-』（ハイフン）を入れることができる。

(iii) 案内標識（誘導標識・案内図標識・総合案内標識・情報標識）・注意標識・記名標識（資源名標識）及び解説標識・掲示板・境界標識の標準表示の基本事項

(1) 標識本体の基本事項

① 表面と裏面

- ・総合案内標識、案内図標識、および誘導標識の腕木タイプについては、自然環境の中での標識の視認性を考慮し、利用者に視認される位置に標識が設置される場合には、裏面にも表示を行う。
- ・その他の標識は、裏面の表示を行わない。

② 管理計画区名・地名記載

地域の実情に応じて、「国立公園 ○○（地名）」という表記も活用することとする。

③ アイキャッチ

案内標識、注意標識、資源名標識、境界標識には、表示板の天部に白色のアイキャッチをほどこす。

(2) 文字の仕様

① 言語・文字

- ・使用する言語は、公共標識の標準表示内容（公共標識 31 頁表 9 を参照）に基づき、日本語と英語で表記する。
- ・各自然公園等の外国人の利用特性に応じてその他の言語（中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、韓国語、その他言語）で表記する。

② 書体

- ・日本語に使用する書体は、国立公園内に設置する公共標識及び国立公園の情報発信のために国立公園周辺に設置する公共標識では、国立公園フォントを基本とする。ただし、彫り文字など国立公園フォントの表現が困難な場合、他の字体を使用できる。また、ロゴやピクトグラムと一体的に使用される文字の字体はそのまま使用する。国立公園以外では、線幅がほぼ一定で視認性に優れた「角ゴシック体」を基本とする。
- ・なお比較的長い文章などの場合には、可読性を考慮して他の書体を用いることも可とする。
- ・英語・数字の書体は、国立公園内に設置する公共標識及び国立公園の情報発信のために国立公園周辺に設置する公共標識には、国立公園フォントを基本とする。ただし、彫り文字など国立公園フォントの表現が困難な場合、他の字体を使用できる。また、ロゴやピクトグラムと一体的に使用される文字の字体はそのまま使用する。国立公園以外では、日本語書体の角ゴシック体との調和を考慮するとともに、視認性に優れた「サンセリフ系書体*」を基本とする。
- ・中国語、韓国語、その他の言語の書体は、角ゴシック体に準じた書体を選択することを基本とするが、各母国で標準的な書体がある場合には適宜選択する。

*サンセリフ系書体：欧文書体のうち、文字の末端部にある爪のような装飾（セリフ）がなく、文字に使用する線の太さがほぼ一定である書体

③ 文字の大きさ

- ・視距離による文字の大きさの目安は、下表に示すとおりである。
- ・日本語に併記する英語の文字の大きさは、日本語の文字高さの 3/4 程度を基本とする。

表15 参考：旅客施設ガイドラインにおける文字サイズの考え方（両眼矯正視力0.5を想定）

視距離	和文文字高	英文文字高
10m の場合	4cm 以上	3cm 以上
4～5m の場合	2cm 以上	1.5cm 以上
1～2m の場合	0.9cm 以上	0.7cm 以上

■国立公園フォント

国立公園フォントには、T P 国立公園明朝RとT P 国立公園明朝Lの2種類のフォントが用意されている。公共標識整備では、主にT P 国立公園明朝Rを用いる。環境省及び地方自治体が国立公園の整備、普及啓発に使用可能である。

(T P 国立公園明朝R)

阿蘇くじゅう国立公園

Aso Kuju National Park

中部山岳	フォントサイズ=40Q 行送り=40Q x 1.2
国立公園	フォントサイズ=40Q 行送り=40Q x 1.3
Chubusangaku National Park	フォントサイズ=20Q 行送り=20Q x 1.25

中部山岳国立公園	フォントサイズ=40Q 行送り=40Q x 1.3
Chubusangaku National Park	フォントサイズ=20Q 行送り=20Q x 1.25

■日本語 角ゴシック体の例：ヒラギノ角ゴPro W6

(正体)

雲仙天草国立公園

(長体 90%)

雲仙天草国立公園

(長体 75%)

雲仙天草国立公園

(正体)
自然探勝路

(平体 90%)
自然探勝路

(平体 75%)
自然探勝路

■英語 サンセリフ系書体の例：フルティガー

Frutiger 55 Roman

ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ
abcdefghijklmnopqrstuvwxyz 0123456789

Unzen-Amakusa National Park

Frutiger 57 Condenced

ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ
abcdefghijklmnopqrstuvwxyz 0123456789

Unzen-Amakusa National Park

(3) 標準表示の記載事項

① ピクトグラム

(ア) ピクトグラムとは

ピクトグラムは、抽象化・単純化された絵を用いて多くの人に共通の事象を示す視覚伝達手段であり、情報伝達の国際化およびユニバーサルデザインの観点から、積極的な活用を図る。

(イ) ピクトグラムの種類

ピクトグラムは、以下に示すものが使用されている。

- ・日本国内で使用されているピクトグラム
 - 「JIS Z 8210 案内用図記号」
(一般財団法人日本工業規格協会、令和元年7月現在 155 種類、付属書 21 種類)
 - 「標準案内用図記号ガイドライン」
(公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団、平成 29 年 7 月現在 140 種類)
- ・自然公園で使用されているピクトグラム
 - 「自然公園の公共施設で使用するピクトグラム」(環境省)
出典)「自然公園公共標識における標準表示例調査検討業務」(平成 22 年 3 月環境省)
- ・その他のピクトグラム
 - 「オストメイト」「AED」など、利用者の利便性や安全に関わるもの
 - 「国道」「都県道」「踏切」など、道路標識令により位置づけられるもの
 - 「身障者用トイレ」など複数のピクトグラムを組み合わせたもの
 - 「ISO7001 Public information symbol」
「ISO7010 Safety colours and safety signs」
「ISO20712 Water safety signs and beach safety flags」(以上、国際標準機構)

(ウ) 自然公園の公共標識で使用するピクトグラム

- ・多言語対応のピクトグラム

「観光庁ガイドライン」におけるピクトグラムの使用の考え方に準じ、外国人利用を対象に「JIS Z 8210 案内用図記号」(令和元年7月現在 付属書掲載を含む 176 種類)と「標準案内用図記号ガイドライン」(平成 29 年 7 月現在 140 種類)を使用する。

ピクトグラムは、追加更新されることがあることから、公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団ホームページ (<http://www.ecomo.or.jp/>) 等での確認が必要となる。

- ・自然公園独自のピクトグラム

利用者の理解を促すことを目的に、「自然公園の公共施設で使用するピクトグラム」(環境省)から上記の「多言語対応のピクトグラム」で掲載されているピクトグラムを除いた「自然公園独自のピクトグラム」(25 種類)を設定する。

ただし、広く一般的に普及しているピクトグラムではないことから、ピクトグラムの意味を日本語と英語で必ず表記することを原則とし、利用特性に応じてその他の言語を加えるものとする。

(エ) 大きさ

- ・ピクトグラムの大きさは基準枠（下図 A 寸法）の大きさを表すが、外形の正方形、円形、三角形の形状が視覚的に同じ大きさに見えるよう考慮する。
- ・JIS Z 8210 に規定されたピクトグラムは、視距離 1m で表示する場合の最小寸法を 35mm 角とする条件で設計されている。自然公園の公共標識で使用するピクトグラムは、JIS によらないものも含め、この条件に従って使用する。（視距離 0.5m を想定して表示する場合の最小寸法は 17.5mm 角となる）

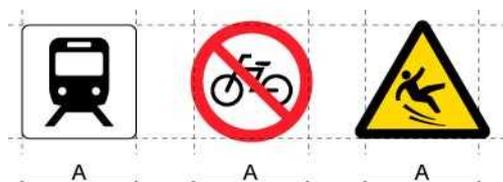


図 25 ピクトグラムの大きさ例

(オ) 文字の併記

- ・「多言語対応のピクトグラム」のうち、文字によるの補助表示が必要とされているもの、全ての「自然公園独自のピクトグラム」（公共標識 47 頁図番号 1～25）に、ピクトグラムの意味を文字で併記することを原則とする。
- ・文字は、「公共標識の標準表示内容」（公共標識 31 頁表 9 参照）に基づき、日本語と英語での表記を基本とする。各自然公園等の利用特性に応じて、その他の言語（中国語、韓国語、その他言語）を加えることとする。
- ・地図上にピクトグラムを表示する場合は、必要に応じて凡例にピクトグラムの意味を文字で表記する。
- ・利用者の安全性確保を重視する場合は、外国人利用も含め、誘導標識や注意標識のピクトグラムの意味内容を文字で表記することも検討する。
- ・ピクトグラムに文字を併記する場合は、日本語文字高を 4 とした場合、英語文字高を 3、ピクトグラムの外形枠を 9 の比率で表示することを原則とする。



図 26 ピクトグラムの文字併記例

(カ) 色彩

- ・標準案内用図記号ガイドライン、JIS Z 8210 に色彩が規定されたピクトグラムは、色彩を変更せずに用いる（下表参照）。
- ・ピクトグラムを案内図上に表示する場合は、視認性を考慮して黒地に白図のネガ表現を原則とする。背景の明度が低い場合は、ピクトグラムを白の枠線で囲み視認性を高める。
- ・モノクロのピクトグラムを誘導標識に表示する場合は、白地に黒図のポジ表現を原則とする。
- ・案内図上で用いる案内所、情報コーナー、お手洗など利用者の利便性に係るピクトグラムは、一般施設との区別を明確にするとともに、視認性を高めるため、青地に白図のネガ表現とする。

表 16 ピクトグラムの色彩例

種類	安全 (防火・緊急)	(禁 止)	注 意 (明示)	指 示 (誘導)	安 全 (避難・救護)
基本形状					
色	赤		黄	青	緑
	正方形の内部を赤で塗りつぶす	縁および内部の斜線部分は赤とし、その他は白とする	三角の枠部分は黒とし内部は黄とする	円の内部を青で塗りつぶす	正方形の内部を緑で塗りつぶす
マンセル値	8.75 R 5 / 12		7.5 Y 8 / 12	2.5 PB 4.5 / 10	5 G 5.5 / 10
色票番号	08-50V		27-85V (近似値)	72-40T (近似値)	45-50T (近似値)

※ 表中の色は印刷により実際の色とは異なるため、色見本等による確認が必要である。

※ マンセル値：色彩を色相・明度・彩度の3属性により定量的に表す国際的な尺度。ここでは、JIS Z 9101（安全色および安全標識）に規定された値を示す。

※ 色票番号：(社) 日本塗料工業会が定めた塗料用の標準色

ポジ表現・ネガ表現



ポジ表現



ネガ表現

利便性に係る施設の表現



図 27 ピクトグラムの視認性配慮例

(キ) 文字、ピクトグラムの表示方法

- ・案内図上で用いる文字やピクトグラムは、高齢者や弱視者にも判読しやすいよう、できるだけ大きく表示する。ただし、地図上に表示された施設類が多い場合や、地図の縮尺が小さいなどの場合は、文字やピクトグラムによって地図情報が隠れてしまうことがあるため、下に示す文字・ピクトグラムの大きさを参考にし、最低限必要な大きさに配慮する。
- ・一度に認識できる情報量には限度があるため、場合によって情報量を減らすことも考慮する。

表 17 参考：地図上に表示する文字・ピクトグラムの大きさ例

視距離	和文文字高	英文文字高		ピクトグラム	和文	英文
30m の場合	120mm 以上	90mm 以上	凡例部表示	24.0mm	10.5mm	8.0mm
20m の場合	80mm 以上	60mm 以上	特大サイズ	—	18.0mm	14.0mm
10m の場合	40mm 以上	30mm 以上	大サイズ	21.0mm	9.0mm	7.0mm
4～5m の場合	20mm 以上	15mm 以上	中サイズ	16.5mm	7.0mm	5.5mm
1～2m の場合	9mm 以上	7mm 以上	小サイズ	12.0mm	5.0mm	4.0mm

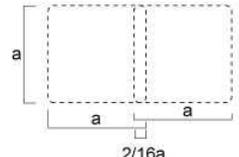
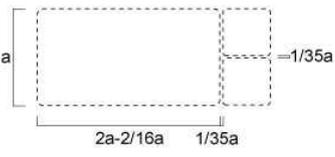
※ 視距離 50cm を想定

※ 案内所、情報コーナー、都道府県庁、市町村役場、博物館など、移動の目的地となる主要な施設の表示には、大サイズを用いる

視距離	40m	30m	20m	10m	5m	1m
ピクトグラム基準枠寸法 (mm 角以上)	480	360	240	120	60	35

(ク) ピクトグラムの組み合わせ・左右の反転

- ・施設の複合的な機能を表す際には、ピクトグラムを組み合わせることができる。
- ・ピクトグラムの向きと実際の位置関係が矛盾する場合には、図形の左右を反転することができる。
- ・ピクトグラムを組み合わせる場合は、下表の比率を原則とする。

組み合わせの原則	組み合わせ例
	 <p>身障者対応のお手洗</p>
	 <p>身障者・乳幼児用施設を備えたお手洗</p>  <p>身障者・乳幼児・オストメイトに対応したお手洗</p>

左右反転例（お手洗）



図 28 ピクトグラムの組合せ・左右反転例

(ケ) 凡例における表示方法

- ・地図上に表示されたピクトグラム等の記号について、凡例で説明する。
- ・凡例は日本語と英語で表記することを基本とする。各自然公園等の利用特性に応じて、その他の言語（中国語、韓国語、その他言語）を加えることとする。

凡例文字のレイアウト例

日本語 / 英語 / 中国語(繁体字) / (簡体字) / 韓国語

ピクトグラム文字のレイアウト例

日本語 / 英語
中国語(繁体字) / (簡体字) / 韓国語

凡例のレイアウト例



図 29 凡例の表示例

(コ) 多言語対応のピクトグラム

外国人をはじめ、利用者の安全確保を目的に使用するピクトグラムを示す。

1. 安全 Safety		2. 禁止 Prohibition	
1	 消火器 Fire extinguisher	10	 一般禁止 General prohibition
2	 非常電話 Emergency telephone	11	 禁煙 No smoking
3	 非常ボタン Emergency call button	12	 火気厳禁 No open flame
4	 広域避難場所 Safety evacuation area	※13	 火災予防条例で左記の図記号の使用が規定されている場所には、左記の図記号を使用する必要がある。
5	 避難所（建物） Safety evacuation shelter (文字による補助表示が必要)	14	 進入禁止 No entry
6	 津波避難場所 Tsunami evacuation area (文字による補助表示が必要)	15	 駐車禁止 No parking
7	 津波避難ビル Tsunami evacuation building (文字による補助表示が必要)	16	 自転車乗り入れ禁止 No bicycles
8	 列車の非常停止ボタン Emergency train stop button	17	 立入禁止 No admittance
9	 非常口 Emergency exit	18	 走るな / かけ込み禁止 Do not rush
		19	 さわるな Do not touch
		20	 捨てるな Do not throw rubbish
		21	 飲めない Not drinking water

2. 禁止 Prohibition		3. 注意 Warning	
22	 携帯電話使用禁止 Do not use mobile phones	33	 一般注意 General caution
23	 電子機器使用禁止 Do not use electronic devices	34	 障害物注意 Caution, obstacles (文字による補助表示が必要)
24	 撮影禁止 Do not take photographs	35	 上り段差注意 Caution, uneven access / up
25	 フラッシュ撮影禁止 Do not take flash photographs	36	 下り段差注意 Caution, uneven access / down
26	 ベビーカー使用禁止 Do not use prams / strollers (文字による補助表示が必要)	37	 滑面注意 Caution, slippery surface
27	 遊泳禁止 No swimming	38	 転落注意 Caution, drop (文字による補助表示が必要)
28	 キャンプ禁止 No camping	39	 天井に注意 Caution, overhead
29	 ホームドア：たてかけない Do not lean objects on the platform door	40	 感電注意 Caution, electricity (文字による補助表示が必要)
30	 ホームドア：乗り出さない Do not lean over the platform door	41	 津波注意（津波危険地帯） Warning, Tsunami hazard zone
31	 飲食禁止 Do not eat or drink here	42	 土石流注意 Warning; debris flow
32	 ペット持ち込み禁止 No uncaged animals	43	 崖崩れ・地滑り注意 Warning; steep slope failure, landslide
		44	 ホームドア：ドアに手を 挟まないように注意 Caution, closing doors

出典)「JIS Z 8210 案内用図記号」(令和元年7月現在)国土交通省 HP

図 30 多言語対応のピクトグラム例

(サ) 自然公園独自のピクトグラム

利用者に理解されることを目的とする場合に使用するピクトグラムを示す。

次に示すピクトグラムには、文字の併記を必ず行う。また、同一地域の既設標識のピクトグラムと差異がないよう事前に確認を行う。(差異がある場合は、公共標識 58 頁④参照)

1. 施設表示等	
1	 自然探勝路、園路、歩道 Nature trail / Footpath
2	 登山道 Trail / Hiking trail
3	 避難小屋 Shelter hut
4	 山小屋 Mountain lodge
5	 ビジターセンター Visitor center, Nature center
6	 自然保護官事務所 Ranger station / Ranger office

2. 禁止・規制、警告、指示、マナー等	
7	 悪路のため足下注意 Rough terrain! Watch your step
8	 落石危険・頭上注意 Danger of falling rocks!
9	 危険・火山性有毒ガス注意 Toxic volcanic gas! 雨天時注意・土石流危険溪流 Danger of landslide when raining 等
10	 危険・ヒグマ出没中注意 Warning! Bear habitat
11	 落枝注意 Caution, falling twigs
12	 スノーモービル等乗り入れ規制 区域 Snowmobiles prohibited area
13	 自動車バイク等乗り入れ規制 区域 All motor vehicles prohibited area
14	 モーターボート等乗り入れ規制 区域 Motorboats prohibited area
15	 花を採らないでください / 採ら ない Do not pick wildflowers or damage plants

2. 禁止・規制、警告、指示、マナー等	
16	 動物を獲らないでください / 獲ら ない No hunting or fishing / All wildlife is Protected from hunting or harassment
17	 野生動物に餌を与えないでくださ い / 与えない Do not feed any wild animals / Do not feed and handle wildlife
18	 自然を大切に / 自然を大切にし よう Care for nature 等
19	 歩行中禁煙 / 吸わない No smoking while walking
20	 焚火禁止 / 炊かない No lighting fires / Fires are not permitted
21	 ペットの持ち込みはご遠慮くださ い No pets / No pets allowed
22	 爆竹などの花火類禁止 No fireworks / Fireworks including firecrackers are prohibited

3. ユニバーサルデザイン	
23	a  勾配 5%以下 Slope 5% maximum
	b  5% MAX.
24	a  勾配 8%以下 Slope 8% maximum
	b  8% MAX.
25	a  勾配 8%以上を含む Includes slope over 8%
	b  Includes over 8%

図 31 自然公園独自のピクトグラム例

② 園路の整備水準の表示

自然公園等における利用施設のユニバーサルデザイン化を推進するためには、施設へのアクセスや施設の利便性に関わる情報をすべての利用者に提供することが求められる。

園路の整備において、すべての利用者の利便性を一様に確保することは事実上不可能であることから、園路の整備水準についての的確に利用者に伝達することが必要となる。

このような考えに立ち、自然公園等の園路の整備水準に応じたシンボルを設定し、地図や誘導表示において、利便性に関わる情報をできるだけ表示する。

(ア) 園路の整備水準

- ・園路を利用形態により「主要施設へのアクセスのための園路」「自然とのふれあいの場となる園路」の2つに分類する。
- ・主要施設へのアクセスのための園路は、「都市公園の移動円滑化整備ガイドライン」等に示されたバリアフリー経路と同等の水準であるため、整備水準を示すピクトグラムとして、JIS Z 8210 による「車椅子スロープ」を採用し、必要な位置に表示する。



図 32 ピクトグラム・車椅子スロープ例

- ・自然とのふれあいの場となる園路は、さらに「全体になだらか」「やや急な区間を含む」「険しい区間を含む」の3段階に区分し、園路の縦断勾配を示す傾きと利用者を表す表情を組み合わせたオリジナルピクトグラムを設定し、必要な位置に表示する。



図 33 オリジナルピクトグラム例

使用方法：

- ・設定した色彩は、案内図等に経路を示す際の点線の色彩と共通させる。
- ・また場合によっては白・黒のモノクロ表現とすることができる。
- ・視認性を高めるため、マークの地と図の色を入れ替えて使うことができる。
- ・誘導標識などにおいて進行方向が不自然にならないよう、マークの左右を反転させて使うことができる。

色彩：

- ・緑：できる限りすべての人が利用できる園路..... 60 / 0 / 100 / 0 (37-60T (近似値))
- ・橙：できるだけ多くの方が利用できる園路..... 3 / 40 / 95 / 0 (15-70V (近似値))
- ・茶：利用が困難な人もいる園路..... 40 / 70 / 80 / 0 (09-50L (近似値))

数字はCMYK値、()内は色票番号

表 18 園路の整備水準とピクトグラム

	区分1	区分2	区分3	整備水準			ピクトグラム
				幅員 (最小)	縦断勾配 (最大)	横断勾配 (最大)	
自然公園における歩道	園路 集団施設地区や園地、野営場等の限られた区域内を回遊し、さまざまな利用施設を結ぶ連絡路	主要施設へのアクセスのための園路	すべての利用者が円滑に移動できる園路	180cm 通路の末端付近及び当該園路の50m以内ごとに180×180cmの場所を確保すれば120cm	5% 短い一部の区間では8%	1% 排水等のためやむを得ない場合は2%	—
			できる限りすべての人が利用できる園路 全体になだらか	120cm			  勾配5%以下 Slope 5% maximum
		自然とのふれあいの場となる園路	できるだけ多くの人が利用できる園路 やや急な区間を含む	90cm	8% 短い一部の区間では12%	5%	  勾配8%以下 Slope 8% maximum
			利用が困難な人もいる園路 険しい区間を含む	—	—	—	  勾配8%以上を含む Includes slope over 8%
	探勝路	—	—	—	—	 自然探勝路 / Natural trail	
登山道	—	—	—	—	 登山道 / Trail, Hiking trail		

注：「—」は該当なしを示す

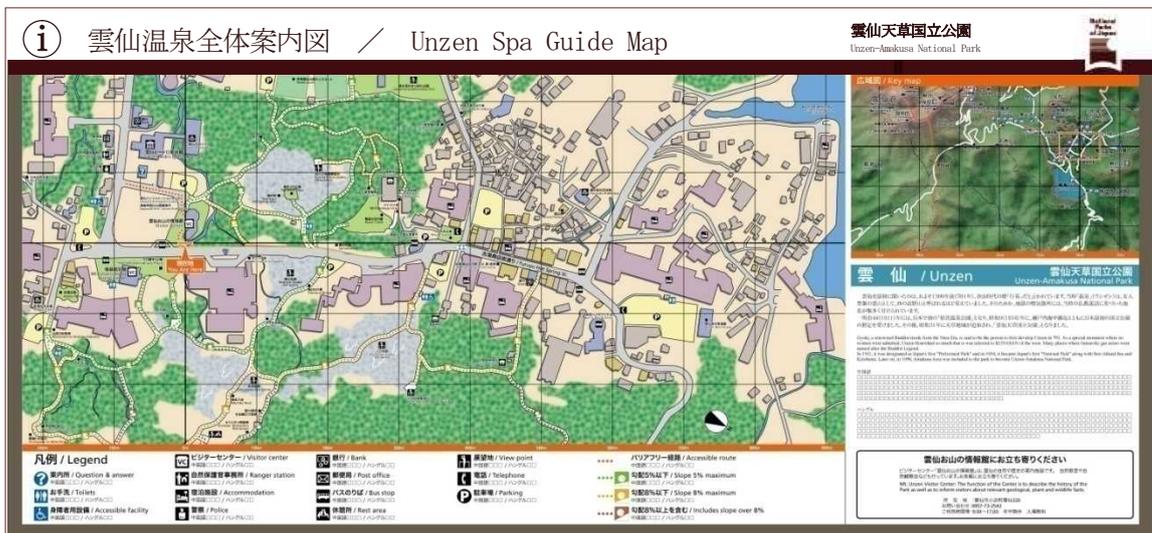
③ 地図

(ア) 地図の種類

- ・総合案内標識と案内図標識において地図を掲載する。地図の種類およびそれぞれの目的等については、次のとおりとする。

表 19 地図の種類と表示基準

標識の種類	総合案内標識		案内図標識	
	主地図	副地図	主地図	副地図
目的	利用者の現在地、および周辺の施設・資源等との位置関係を把握する。	主地図に示された範囲の広域における位置関係を大まかに把握する。	利用者の現在地、および周辺の施設・資源等との位置関係を把握し、行動の手がかりとする。	主地図に示された範囲の広域における位置関係を大まかに把握する。
表示範囲	集団施設地区の全体、または利用者が比較的容易に移動できる程度の範囲を表示する。	国立公園の全体、または管理計画区等とまりのある一定の範囲を表示する。	利用者が比較的容易に移動できる程度の範囲を表示する。	集団施設地区の全体、または主地図を含む広域の範囲を表示する。
縮尺	表示寸法（h650×w1400mm）内に必要な表示範囲を配置した結果として決定する。	表示寸法（h320×w490mm）内に必要な表示範囲を配置した結果として決定する。	表示寸法（h775×w880mm）内に必要な表示範囲を配置した結果として決定する。	表示寸法（h260×w260mm）内に必要な表示範囲を配置した結果として決定する。
表示方向	設置位置における利用者の前方を上として表示する。	原則として北を上として表示する。	設置位置における利用者の前方を上として表示する。	



(総合案内標識例)

(案内図標識例)

図 34 地図例

(イ) 表示内容

- ・下表の事項を原則とし、利用者にとって必要と思われる情報を、地図上の視認性や利用者の理解のしやすさに配慮した上で、適宜選択して表示する。

表 20 地図の表示内容

地図の種類	主地図	副地図
(1) 地勢等	陸地および水面（山、川、湾、島、半島、湖、池、堀など）	
(2) 地名等	都道府県、市町村等の行政界と名称など	
(3) 等高線	等高線（特徴的な地形がある場合などに、他の表示内容を妨げない範囲で表現する）	
(4) 道路等	国道、都道府県道、市町村道、自動車専用道など	
(5) 交通機関等	鉄道路線・駅、バス路線・バス停、船舶航路、空港、ロープウェイなど	
(6) 公共施設	都道府県庁、市町村役場、郵便局、警察、病院など	都道府県庁、市町村役場など
(7) 利用施設等	情報施設、便益施設（ビジターセンター、案内所、お手洗、駐車場、休憩所、避難小屋 など） その他の施設（広場、園地、園路、自然探勝路、登山道、宿泊施設、キャンプ場、展望施設、博物館 など）	ビジターセンター、主要な園地
(8) 自然資源等	動植物、地形・地質、湿原、瀑布、潮流、雪渓、湧水・水場 など	とくに著名なもの

(1)～(5)までの事項はベースマップ（文字等による説明のない地形図）として表示するもので、線や面により表現する。

(6)～(7)までの項目はベースマップ上に目的に応じて表示するもので、面、線、文字、記号（ピクトグラム）等により表現する。

(ウ) 現在地

- ・現在地表示は最も視認性の重要度が高いため、誘目性の高い赤色で表示することを原則とする。
- ・さらに視認性を高めるため、表示の周囲に白線の縁取りを行うことを原則とする。

単位：mm



※ 現在地表示の色を赤にしている例が多いが、一般的に最も彩度の高い赤（0/100/100/0）は、視覚障害者にとって黒文字や黒線と区別しにくいために目立って見えないことがある。このためオレンジ寄りの赤（0/75/95/0）を用いる。

図 35 現在地の表示例

(エ) グリッド・スケールバー・方位

- ・主地図の地図上に、現在地を始点として 100m 単位程度（副地図は数 km 単位程度）で縦横のグリッドを表示する。地図の見やすさを考慮して、線の色は黒を基本とし、幅はできるだけ細くするが、現在地で交差する線をやや太く表示することで、現在地の誘目性を高める。
- ・地図の下端または上端に、一定幅の色のラインを配置して、スケールバーとする。ラインの色は現在地表示と同色を基本とし、幅は 10～15mm 程度とする。距離の表示は現在地点をゼロとし、メッシュと対応した位置に表示する。
- ・地図の邪魔にならず視認しやすい位置に、方位の表示を行う。使用するマークの形は任意とするが、できるだけシンプルな形状のモノクロ表示を原則とする。また背景の明度が低く識別しにくい場合は、マークの周囲に細い白線を付加するなど、視認性を高める措置を講じる。

単位：mm

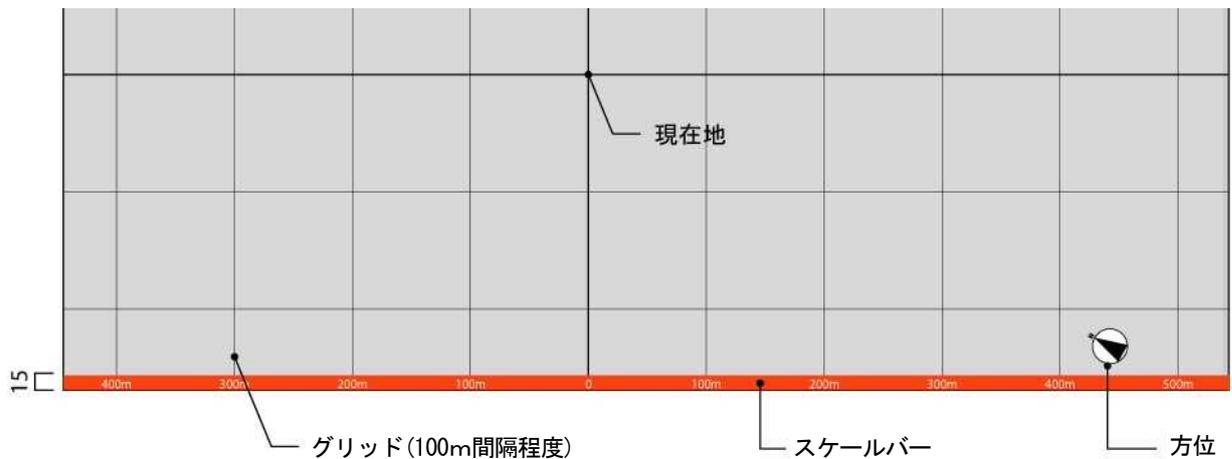


図 36 グリッド・スケールバー・方位の表示例

(オ) 色彩

- ・地図に用いる色は、色数が増えると煩雑になるため、多くの色を用いないことが望ましい。
- ・色どうしの明るさのコントラスト（対比）を十分大きくすること等により、高齢者や弱視者などにもできる限り識別しやすいよう工夫することが望ましい。類似の色がどうしても隣り合う場合は、色面の境界に白または黒の縁どりを行うなどの措置を講じる。
- ・文字やピクトグラムは基本的に黒と考えられるため、これらの背景に明度の低い（暗い）色が配置されないようレイアウトを工夫する。どうしても重なり合う場合は、文字やピクトグラムに白の縁どりを行うなどの措置を講じる。

④ 管理者表示

- ・表示された情報について、利用者に対し責任の所在を明らかにするため、管理者および情報が作られた時点（設置年月）の表示を行う。
- ・総合案内標識には、国立公園の名称や自然公園や長距離自然歩道のシンボルマーク等を、管理者表示との位置関係をそろえて表示する。
- ・誘導標識、注意標識は、表示内容が頻繁に更新されないこと、表示スペースを最大限活用することなどから、時点を含まないコンパクトな表示とする。
- ・環境省ロゴマークの使用に当たっては、「環境省ロゴマーク使用規定」(広報委員会決定 H13. 2. 26)を遵守する。

単位：mm

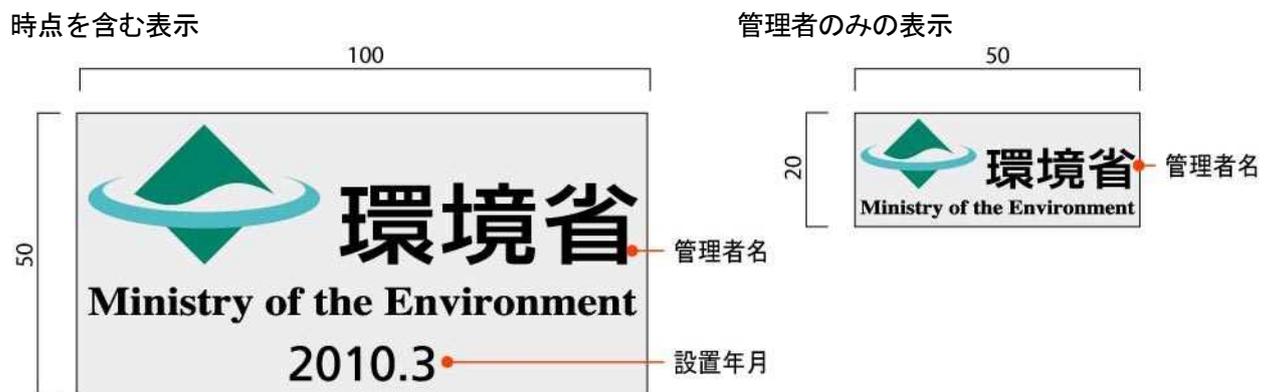


図 37 管理者表示の表示例

⑤ 国立公園統一マーク

- ・国立公園に設置する資源名標識、誘導標識、案内図標識、総合案内標識、情報標識、境界標識には、国立公園統一マークを記載する。(公共標識 35 頁図 23 参照)

■参考：「環境省ロゴマーク使用規定」

環境省ロゴマークのコンセプト及び仕様等

上の緑の三角形は、山、自然界、地球環境を表わしています。

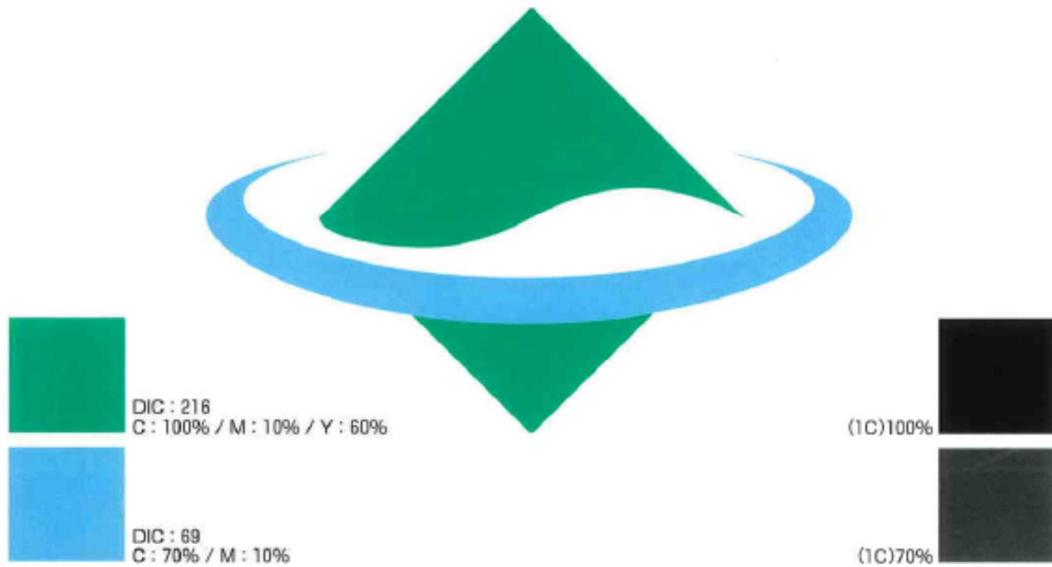
中央の水色の楕円は山を映す澄んだ水、海を表わすとともに、
様々な人々が協力して、人や自然全てを包んで守っていく愛情を象徴しています。

下の緑の三角形は水面に映る自然の姿で、

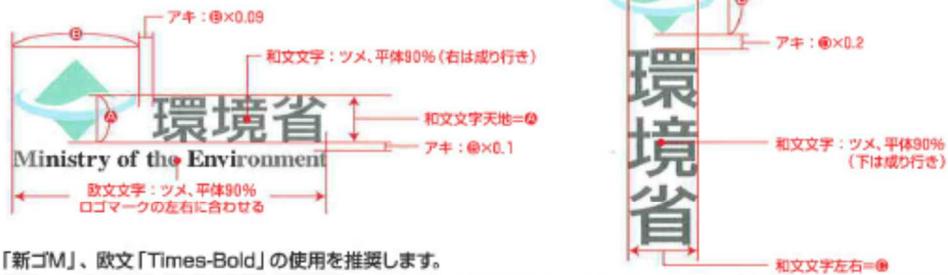
これによって今日の環境問題の原因となっている人間の活動を示しています。

また、水面の上下を一体的に表すことによって、環境問題の解決への取り組みを、
情報を公開しながら皆さんとともに進めていくという姿勢を表しています。

このロゴマーク全体の姿で、環境の大切さを深く心に刻み、それを守るゆるぎない姿勢、
環境の世紀に向けての変革への決意を込めています。



出先機関名、施設名、催事名などの名称表記の際の割り出し表
ロゴマークの大きさの比率、および位置関係、配色を必ず守ってください。

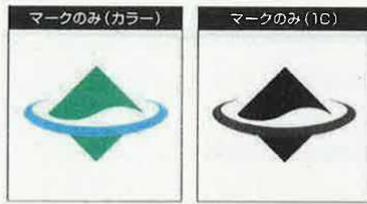


※和文「新ゴM」、欧文「Times-Bold」の使用を推奨します。

視認性が悪い場合の白マドの割り出し方
背景色がロゴマークと近似している等の理由によりロゴマークの視認性が悪い場合には、右に示す割合以上の間隔をとり、白マドを使用してください。白マドに関しては、円形、四角形等のロゴマークの形状を損なわない形を使用してください。



どのロゴマークを使用した場合も規定以上の間隔をとった白マドを使用してください。基本的には正円、正方形を推奨しますが、場合によっては長方形でも構いません。くれぐれもマークの品位を落とすことのないよう留意してください。



シグネチャーシステムは環境省の正式な署名にあたります。ロゴマークの大きさの比率、および位置関係、配色を必ず守ってください。

※出先機関名、施設名、あるいは催事名などの名称を表記する際の組み合わせについては、前ページの割り出し表の比率を必ず守ってください。

※出先機関名、施設名、あるいは催事名などの名称表記の際は、和文「新ゴM」、欧文「Times-Bold」の使用を推奨します。



基本的に、ロゴマークの色に近似した色地、構造的な悪い写真等に配置しないでください。やむを得ず使用する場合は前ページ下部に記された規定に準じてください。

使用禁止例

シグネチャーシステムの使用にあたり、以下のような表現、配置を行わないでください。



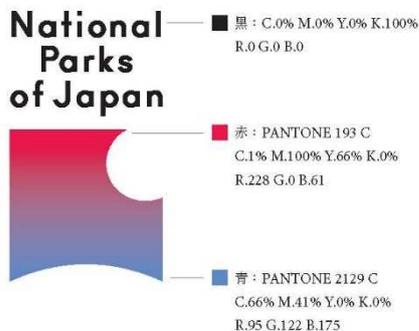
環境省ロゴマークのコンセプト及び仕様等

■参考：「国立公園統一マーク使用上のルール」

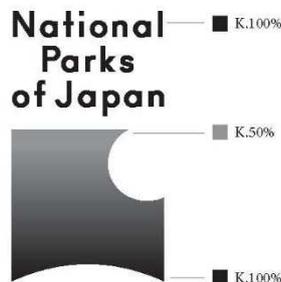
国立公園統一マークの使用上のルールは以下のとおりである。この中で点線枠で囲った〈単色〉を公共標識に用いる。

(ルール1) 公共標識には単色を用いる。(以下を参照)

〈カラー〉主に紙媒体やウェブで用いる



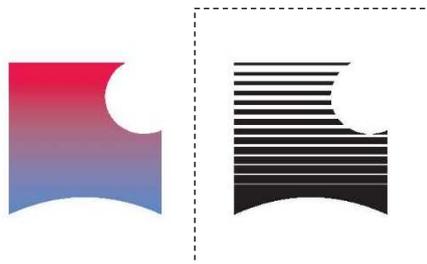
〈モノクロ〉新聞などモノクロ表現の媒体で用いる



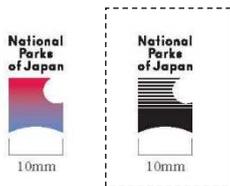
〈単色〉標識・看板など単色での再現が好ましい場合に用いる



〈マーク単独〉限られたスペースで視認性を確保する為に用いる。例 SNS アイコン、道路標識など



〈最小サイズ〉



●参考 国立公園統一マークのコンセプト
国立公園統一マークは、太陽が地平線から昇る様子を表したマークであり、グラデーションで日本らしい霞がかかった風景を表現している。幾何図形を用いて日の出を抽象化することにより豊かな多様性を内包する「空間」としての国立公園を簡潔に表している。

(ルール2) 独立性を保つ

〈基本ルール〉■部分には他の要素を入れずに使用してください
※標識用シグネチャーもこの規定に準じます



例2 背景が地図などで単色表現が好ましい場合(看板など)



II-3 公共標識におけるユニバーサルデザインの配慮事項

公共標識は、位置情報や案内情報の他、自然解説や安全に関わる情報等を伝達し、国立公園における利用の利便性や安全性の他、自然とのふれあいの質を高めるために重要な施設であることから、多様な利用者の特性に配慮した誰にでもわかりやすい施設を適切に整備することが重要である。

なお、標識自体が景観要素の一つとなり、地域のイメージの形成や展望地等における修景機能を果たすこともあるので、設置には十分な景観的配慮が必要である。

- (i) ユニバーサルデザイン計画の対象地域における配置計画
- (ii) 誰もが利用しやすく、わかりやすい表示
- (iii) 表記する情報の内容
- (iv) 利用しやすさに配慮した配置と構造
- (v) 運営開始後における配慮事項（パンフレット類との併用やガイド等の案内、ユビキタス対応等による補完）

(i) ユニバーサルデザイン計画の対象地域における配置計画

自然公園等のユニバーサルデザイン計画の対象地域内（すべての人が利用できる区域）において、ユニバーサルデザイン情報として、施設や園路等の障害者対応情報、整備水準を表示する案内標識及び注意標識を、駐車場、公衆便所、情報提供施設（ビジターセンター、インフォメーションセンター等）及び各施設へのアクセスルート等に配置する。

点字表記は、「すべての人が利用できる区域」内の公共標識に表示することを基本とし、「ユニバーサルデザイン推奨区域」内は必要に応じて表示する。

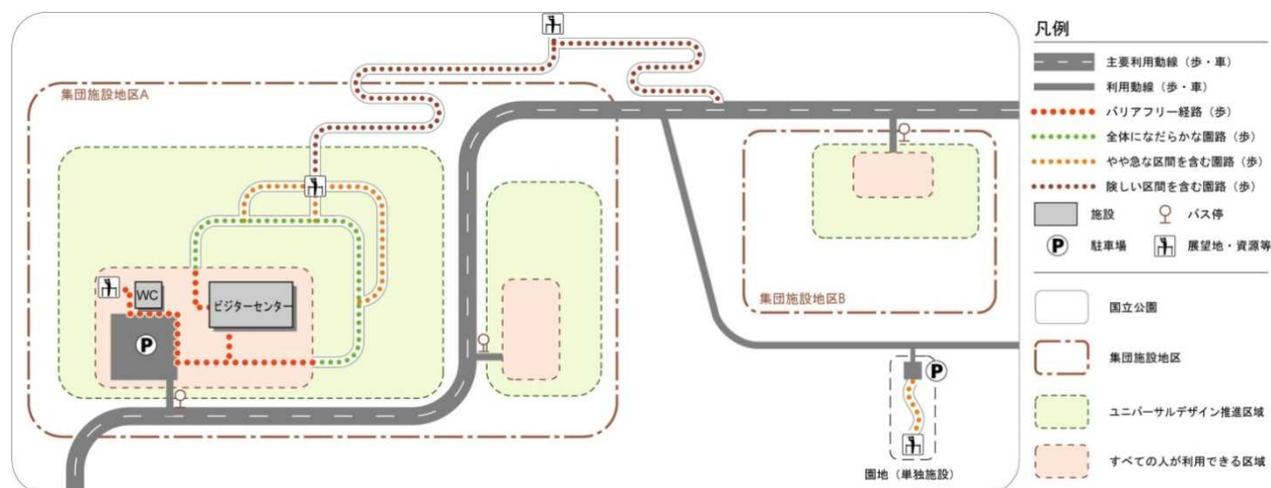


図38 ユニバーサルデザイン計画の対象地域イメージ(参考)

(ii) 誰もが利用しやすく、わかりやすい表示

(1) 公共標識の種類と設置場所

公共標識（サイン施設）は、利用者の利便性や安全性の他、自然とのふれあいの質を高めるために重要な情報伝達施設であり、自然公園等における公共標識の種類は「公共標識のタイプ」（公共標識3頁表1参照）、標識の設置場所は「公共標識の設置場所」（公共標識7頁表2参照）のように整理されている。

(2) 表記文字の原則

各種標識における表記の原則は、「公共標識の標準表示内容」（公共標識 31 頁表 9 参照）に示すとおりである。

視覚障害者の対応として、点字表記及び触知図を加える他、必要に応じて音声案内装置等の設置を検討する。

若年者への対応として、難読漢字等へのふりがなの添付などの工夫を行う。



日本語、英語、中国語（簡体字）、韓国語表示のサイン

支笏洞爺国立公園



日本語、英語表示のサイン
公園のシンボルマークも入っている

白山国立公園

図 39 多言語表記のサイン事例

(3) 読みとりやすい文字の大きさや色彩

表示内容が容易に読み取れるように、文字の大きさや色彩の組み合わせ等への配慮を行う他、設置場所により夜間利用に配慮した照明設備を設けることが望ましい。

文字の大きさや色彩についての配慮事項は、参考 1（公共標識 63 頁参考 1 参照）、参考 2（公共標識 65 頁参考 2 参照）に示すとおりである。

(4) わかりやすいピクトグラム

全国の自然公園において、「多言語対応のピクトグラム」と「自然公園独自のピクトグラム」を使用することで、全国共通のわかりやすい情報提供を行うことが望まれる。

既存の公共標識で使用されており、かつ上記と異なるピクトグラムがある場合は、必要に応じて日本語と英語を表記し、外国人の利用特性に応じその他の言語を表記する。また、新たに独自のピクトグラムを作成する場合には、必ず日本語と英語を表記し、外国人の利用特性に応じその他の言語を表記する。

(iii) 表記する情報の内容

(1) 行動起点に設置する総合案内標識、案内図標識

総合案内標識、案内図標識には、主要な地名、施設（障害者対応施設情報含む）及び景観資源等の位置、園路の特徴や距離、路面状況、勾配などの難易度等を表示する他、危険箇所情報や利用マナー等を表示し、利用者が、能力や興味に応じた利用コースの選択や行程確認ができるようにする。

地図には、現在地をわかりやすく表示し、障害者対応施設をピクトグラムで明示する他、車いす使用者や高齢者が利用しやすい園路を色分けで表示する等の工夫を行う。

なお、地図が容易に読み取れるよう、利用者の読み取り方向と地図の方角を一致させることが望ましい。

視覚障害者への情報提供のため、触知図を触れやすい位置、大きさで併設する。

また、設置場所によっては、見どころなどのリアルタイム情報やイベント告知といった一時的な情報提供を行う掲示板やパンフレットボックスを併設することも有効である。

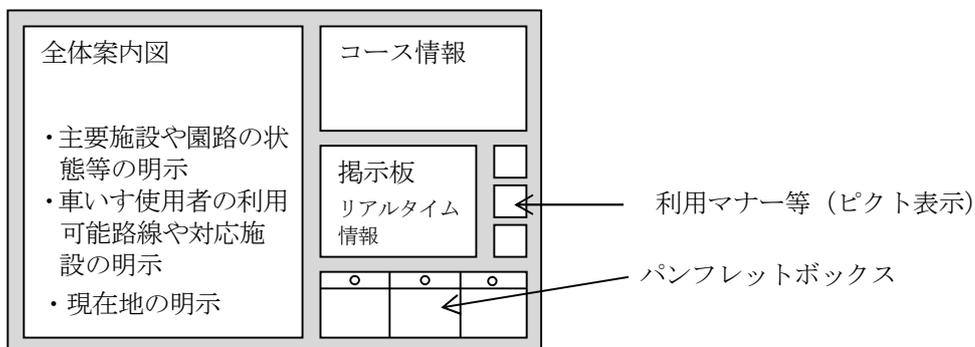


図 40 総合案内標識の表示例

(2) 利用者の円滑な移動を補助する誘導標識

誘導標識は、利用者が地区内を円滑に移動するための標識であり、施設や興味地点の名称と方向に加え、利用者が自己の能力等に応じて利用コースを選択できるように、距離、路面の状況、勾配、所要時間など通行の難易度に関する情報を示し、園路の起終点、中間点、分岐点や難易度の変化点等に設置する。

なお、総合案内標識や案内図標識の表記と色や番号で連携させるなど、利用しやすいように工夫する。

また、視覚障害者に配慮して、園路の縁石やフラットバー（縁板）、表面材料等による連続した誘導方法も検討する。



バリアフリー対応のコースを表示したサイン
磐梯朝日国立公園 裏磐梯集団施設地区

図 41 バリアフリー表示の例

(3) 自然体験を補助する解説標識

解説標識は、自然環境等について理解する手助けとなるものであり、解説対象の図や写真、イラスト等を用いてわかりやすい表現とし、必要に応じて、触れやすい位置に触知図を併設する。

(4) 適切な利用を促す注意標識

事故防止や自然環境の保護、利用規制等の認知のために必要な注意・警戒事項、禁止事項、フィールドマナー等を伝える標識は、ピクトグラムと文字を併用し、誰にでも直感的にわかるように表示する。

特に、園路の難易度の変化点では、注意標識とともに園路の状況等を明示して利用者が利用するか否かを判断できるようにするとともに、ゲートの設置、幅員や舗装材の変化など、確実に知らせるための工夫を施す。

また、危険箇所では、注意標識に加え、視覚障害者が危険を予知できるように安全柵等を設置する。

(iv) 利用しやすさに配慮した配置と構造

(1) 誰もが利用しやすい標識設置の工夫

標識は、利用者の動線等を考慮して、通行の妨げにならず目につきやすい位置に、誰にも利用しやすいように設置することを基本に、以下の点に配慮して整備する。

- ・案内図標識や解説標識は、子どもや車いす使用者も見やすいよう、表示面から 1m 程度離れて見る場合、表示面の上端の高さを 170～185cm 程度以下に抑えて設置することが望ましい。(公共標識 65 頁参考 2 参照)
- ・総合案内標識、案内図標識、解説標識のように情報量の多い標識の場合は、時間をかけて情報を得るため、通行に支障のないよう園路から後退させて滞留スペースを設けて設置する。
- ・標識の前面には、車いす使用者が容易に接近し方向転換ができるよう、表示面の方向に 150cm×150cm 以上の水平面を確保する。
- ・通行等の支障とならないよう、園路の外側や園地の周辺部に設置することを基本とするが、園路等からの隔距離は、情報を読みとりやすいよう園路端から 60cm 以上離さないようにする。
- ・誘導標識等がやむを得ず園路上に突出する場合は、視覚障害者の通行の支障とならないよう、下端を 200cm 以上の高さにするか柵の設置などの侵入防止措置を施す。

また、展望地点等に設置する場合は、低い位置に傾斜をつけて設置するなど、展望を阻害しないように配慮する。

屋外では、季節や時刻によって自然光の強さと方向が変化することから、緑陰等を考慮して設置場所を検討することが望ましい。一般に、東西方向に並行する配置の方が逆光の影響を受けにくい他、必要に応じて日よけの庇を設けるなどの方法も考えられる。

なお、標識の背景に照明や看板等が位置すること等により、表示が見にくくならないように配慮する。



車いす使用者に対応したサインの例
富士箱根伊豆国立公園
大涌谷園地



底を設けたサインの例
利尻礼文サロベツ国立公園

図 42 バリアフリーに配慮した事例

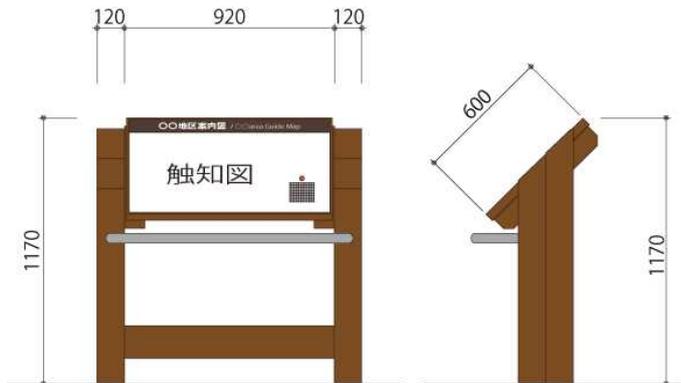
(2) 視覚障害者に配慮した標識の工夫

視覚障害者にとっては、標識の存在がわかることが重要であり、足裏の感触や白杖で標識の存在がわかるように、標識の足下の舗装材を変える、標識の下部にバーを付けて白杖で確認できるようにするなどの工夫を施す。

こうした工夫の他、縁石やフラットバーによる誘導がなされている場合や、溪流や滝の水音で位置が認識できる地点等がある場合は、その旨を行動起点となる駐車場やビジターセンター等に設置した触知型の案内図標識や点字パンフレット等で予め伝達する。

触知板を設置する場合には、直接手で触れるため、夏の直射日光で熱くならない素材の選択、日陰への設置などの配慮とともに、清潔を保つ管理も必要である。

触知板は、90～120cm の触れやすい高さに設置し、大きさは両手を広げたくらいが全体を把握できわかりやすい。



視覚障害者に標識の存在を知らせる工夫の例



木陰に設置された触知板
富士箱根伊豆国立公園
田貫湖集団施設地区



マップと点字で構成された触知板
京急電鉄羽田空港駅構内

図 43 バリアフリーに配慮した事例

(v) 運営開始後における配慮事項（パンフレット類との併用やガイド等の案内、ユビキタス対応等による補完）

主要利用拠点等の広い範囲全体を案内図等で把握することは難しいことから、パンフレット等との併用が有効である。特に視覚障害者にとっては、触知図ですべての情報を把握することは困難であり、触知型のパンフレットが効果的である。

パンフレットには、園路等の状況や障害者対応施設（便所、休憩所等）に関する情報を記載する他、緊急時の連絡先としてビジターセンターの電話番号を記載するなど、きめ細かな情報提供に配慮する。パンフレットは、日本語版と英語版に加え、外国人の利用特性に応じ、その他の言語版をビジターセンター等で入手可能なように準備しておくことが望ましい。

なお、触知型パンフレットの作成に当たっては、利用者に表現方法の確認を行うなど視覚障害者の利用特性に留意する必要がある。

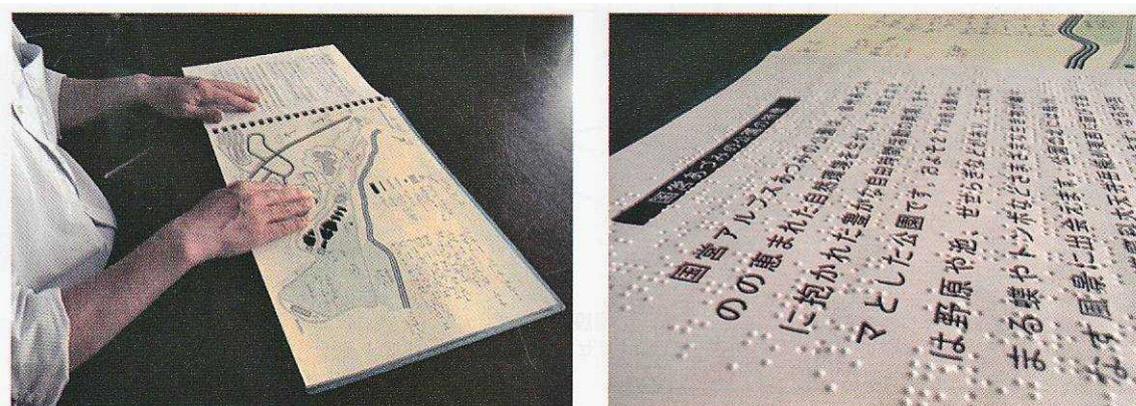


図 44 点字パンフレットの例 国営アルプスあづみの公園
出典) 国土交通省監修『ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり』

また、ガイドスタッフに施設やフィールドの案内や説明をしてもらうことは、標識類やパンフレット等より多くの情報を得ることができ、特に視聴覚障害者にとっては環境のイメージを膨らませる上で効果的である。

ビジターセンター等において、サポートガイドのサービスを提供するとともに、多様な人とコミュニケーションの図れるガイドスタッフの養成などを含めたユニバーサルサービスの体制づくりが望まれる。



図 45
ガイドによってより多くの情報が得られる
利尻礼文サロベツ国立公園 幌延園地

多言語対応のパンフレットやガイド等以外に、訪れた外国人等の自然公園への理解を深めるために、自ら所有している情報端末を利用して、情報を得られるようにすることが効果的である。

ただし、LAN 等の通信環境の整備が必要となることから、ビジターセンター等の利用拠点において、運営上の必要性を検討した上で、可能な範囲でのユビキタス対応が望ましい。

■参考1：視認しやすさを考慮した文字の大きさと色彩

表示文字の大きさは、視力の低下した高齢者等に配慮して、視距離に応じた大きさを選択する。

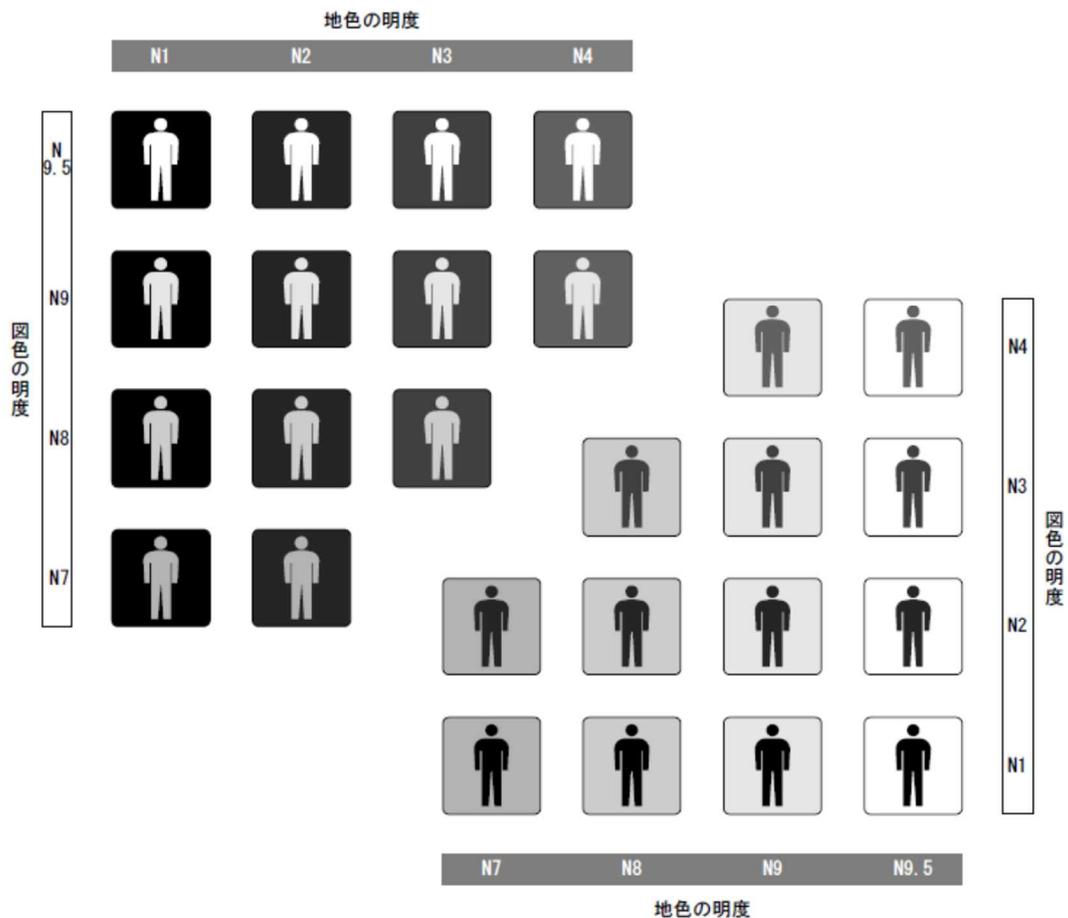
文字の大きさの選択の目安

視距離 (m)	30	20	10	4~5	1~2
和文文字高 (mm)	120 以上	80 以上	40 以上	20 以上	9 以上
英文文字高 (mm)	90 以上	60 以上	30 以上	15 以上	7 以上

文字高とは、日本語では指定書体の「木」の高さを、アルファベットでは指定書体の「E」の高さをいう。



文字と地色の色調は、文字が見やすく容易に識別できるものとするため、高齢者に多い白内障に配慮して「青と黒」、「黄と白」、「赤と緑」の組合せを避ける。また、視認性を確保する上で文字と地色の明度差を明度スケールで5段階以上とすることが望ましい。



図色と地色の明度対比例

弱視者や視力の低下した高齢者、色覚障害者の利用を考慮し、表示の色彩も注意深く選定する必要がある。基本的には、明るい色の地の濃い色の文字を組み合わせ、表示板の色と文字が対照（コントラスト）をなすようにする。

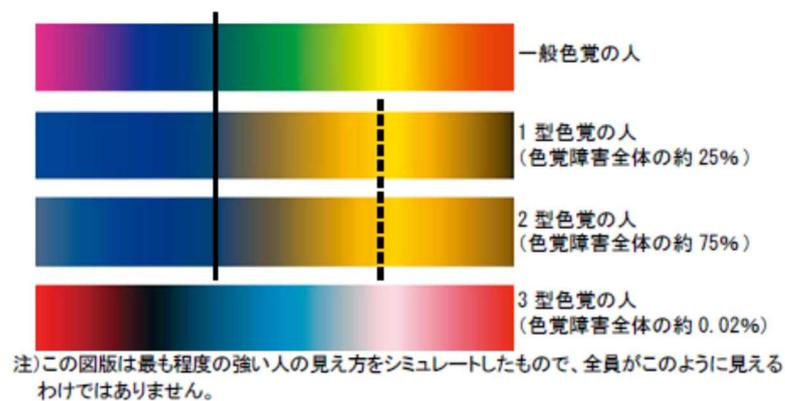
色を組み合わせる場合は、色覚障害者に配慮し、見分けやすい色の組み合わせを用いて、表示要素毎の明度差・彩度差を確保した表示とする。

色覚障害者にとって識別が困難な色の組み合わせは、「赤と黒」、「赤と緑」、「緑と茶色」、「黄緑と黄色」、「紫と青」、「赤と茶色」、「水色とピンク」、「黄色と明るい黄緑」、「オレンジと黄緑」があげられ、このような組み合わせは避ける。

また、赤系の色を用いる場合は、濃い赤を用いず朱色やオレンジに近い赤を用いる。赤を用いる場合は他の色との境目に細い白線を入れると表示が目立ちやすくなる。

色覚障害者のうち大多数を占める赤緑色覚障害（1型色覚、2型色覚）の人は、赤～緑の波長域において、明度が類似した色の見分けが困難になっている。下図の黒い実線から右（長波長）側の「赤～緑の領域」で色の差が小さくなっている。この範囲では点線を中心として左右の色がほぼ対称に見えていて、「赤と緑」、「黄緑と黄色」の差が特に小さくなっている。

さらに1型色覚では、最も長波長側の視物質に変異があるため赤が暗く感じられ、「濃い赤」はほとんど「黒」に見える。（弱視の人と同じ傾向がある）



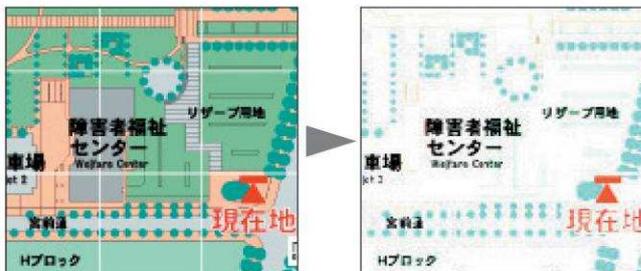
色覚障害者の色の見え方

屋外に設置するサインは、森林の緑や茶色を背景とすることが多く、また、サイン本体に木材を使用することを基本とした場合、木材の色と調和するクリームやオフホワイトを表示板の地色として使用することが望ましい。ただし、白い地色は光が当たると眩しく見える場合があるため、表示面につや消しを施す。

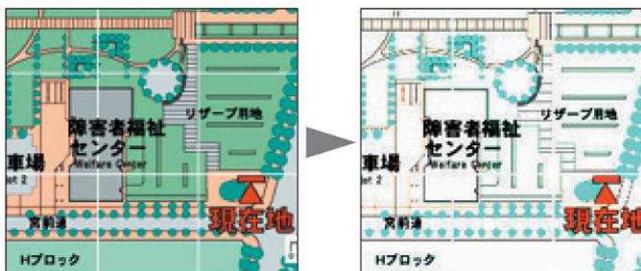
なお、早朝や夜間の利用が考えられる場所では、照明により、表示が読みやすい 50 ルクス以上の照度を確保することが望ましい。

縁取りによる視認性の向上

- 一般的な縁取りによる色覚異常のシミュレーション結果



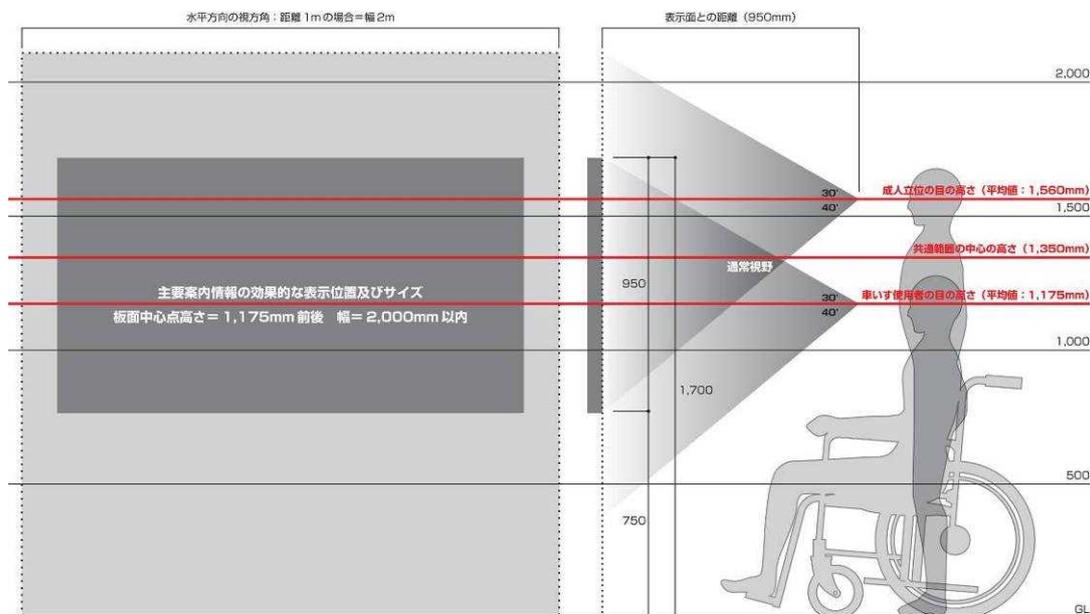
- 縁取り（色明度差）強調による色覚異常のシミュレーション結果



地図内の要素を黒色で太く縁取りするなどの配慮により、地図の表現力を維持しながら多様な条件下での視認性を確保することができる。

参考2：誰もが見やすい表示面の高さ大きさ

表示面の高さは、視線の低い子どもや車いす使用者にも見やすいよう、表示面から 1m 程度離れて見る場合、表示面の上端の高さを 170~185cm 程度以下とすることが望ましい。また、表示面の幅は、表示面から 1m 程度離れて見る場合は 2m 程度以内に、2m 程度離れて見る大判の表示面を設置する場合でも 4m 以内に納めることが望ましい。



上記通常視野図出典：日本建築学会編「建築資料集成 3 集」1980（丸善）及び交通エロロジー・モビリティ財団発行「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」より

日本建築学会編「建築資料集成 3 集」及び「公共標識交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編 R1.10」に定められている表示面の高さや位置及び視方角の設定に準じたサイズ

表示面の望ましい高さとは幅